

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	民生委員推薦会費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	民生委員推薦会費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	民生委員法第5～8条、第26条、民生委員法施行令第1～7条	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都民生委員・児童委員選任要綱 地方自治法第202条の3	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	地方自治法第202条の3に基づく付属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。				
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員支払報酬対象者は12名）、任期3年 [現任期：平成19年10月1日～平成22年9月30日] 1. 社会福祉団体の代表者 荒川区高齢者クラブ連合会理事長、心身障害児者福祉連合会会長 2. 社会福祉事業実施関係者 上智社会事業団理事長、荒川区社会福祉協議会事務局長 3. 教育に関係のある者 荒川区社会教育委員、私立北豊島幼稚園園長 4. 学識経験者 荒川区商店街連合会会長、荒川区町会連合会代表世話人 5. 区議会議員 福祉・区民生生活委員会委員長、副委員長 6. 民生委員 荒川区民生委員・児童委員協議会会長、副会長 7. 関係行政機関の職員 福祉部保護課長、子育て支援部計画課長				
内容	民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。 委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱年月日は次のとおり。 4月1日、7月1日、10月1日、翌1月1日（ただし、19年度は一斉改選年につき4月1日、7月1日、12月1日） 開催実績 ・平成19年度 第1回：4月17日 退任（病氣療養等）による欠員補充委員3名の推薦 第2回：6月15日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（町屋地区、尾久地区） 第3回：6月18日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（南千住地区、荒川地区） 第4回：7月2日 一斉改選に伴う新任・再任委員の推薦（日暮里地区、主任児童委員） 第5回：1月15日 一斉改選時に欠員となっていた委員の推薦（5名）、退任委員の推薦（2名） ・平成20年度 第1回：4月14日 退任（死去・転居等）による欠員補充委員3名の推薦、 一斉改選時に欠員となっていた委員の推薦（1名） 第2回：1月8日 退任（死去）による欠員補充委員2名の推薦 東京都民生委員・児童委員選任要綱 年齢（委嘱日現在） 民生委員 新任65歳未満、再任73歳未満 主任児童委員 55歳未満				
経過					
必要性	法令に基づき必置である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	266	404	247	264	440	263	263	
決算額（21年度は見込み）	72	397	238	235	366	146	263	
人件費			1,724	2,562	2,647	3,388		
【事務分担量】（%）			20	30	31	40		
合計（+）	72	397	1,962	2,797	3,013	3,534	263	
国（特定財源）								
都（特定財源）	71	395	237	235	365	146	246	
その他（特定財源）								
一般財源	1	2	1,725	2,562	2,648	3,388	17	
実績の推移	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
事項名								
開催回数	1回	5回	3回	3回	5回	2回	3回	
委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	
民生委員・児童委員定数（年度末）	194	196	196	196	198	198	198	
主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	13	14	14	14	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報酬	委員報酬	352	委員報酬	138	委員報酬	249
	食料費	当日賄い	11	当日賄い	4	当日賄い	7
	役務費	郵便料	3	郵便料	1	郵便料	3
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	3	会場使用料	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	民生委員推薦会開催数	3	5	2	-	5	
	推薦会出席委員数	42 (32)	61 (51)	24 (20)	-	70 (60)	()は報酬支払い対象委員数
	委員実績数（年度末）	193	189	195	-	198	民生・児童委員数
		12	13	14	-	14	主任児童委員数

（問題点・課題）	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員推薦会を適時・適切に開催する。	民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数を確保する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 真美	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	活動費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法第20、26条 民生委員法施行令第11条
終期設定	有	無	年度	法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱 地方自治法第2条第3項別表第16 民生・児童委員協力員事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員が、民生委員法第14条に規定された職務を遂行するために必要な費用弁償として、活動費を支給する。 第1項 住民の生活状況を必要に応じて適切に把握しておくこと。 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと。 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。 第2項 その他必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。				
対象者等	民生委員：定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 / 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 / 東尾久地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 日暮里地区 民生・児童委員42名 主任児童委員3名 定員配置基準：220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準：民生委員・児童委員の定数39人以下 2人、民生委員・児童委員の定数40人以上 3人 民生・児童委員協力員定数：1地区民児協に対し3名まで				
内容	在職月数分の活動費を4ヶ月毎に支給する。支給月：7月、11月、3月 [代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円] [区上乗せ 3,200円 3,000円 2,700円 0円] 民生委員法第26条（都道府県が支弁する費用） 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。				
経過	平成6年1月1日 主任児童委員制度新設 活動費の増額：東京都負担金は平成8年度まで毎年代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額していた。その後、平成11年度は代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額した。区上乗せ分は一斉改選の翌年度に月額300円増額していたが、平成11年度、14年度、17年度及び20年度は増額していない。 平成16年度の一斉改選に伴い尾久地区・日暮里地区各1名定数増 平成18年10月 特例改定により町屋地区1名定数増 平成19年度の一斉改選に伴い、尾久地区を東尾久地区・西尾久地区に分割（1地区増設・主任1名定数増）、日暮里地区1名定数増 平成20年7月1日に都制度の民生委員・児童委員協力員を導入。荒川地区・町屋地区・西尾久地区において各地区3名ずつ委嘱。（平成20年7月期より活動開始）				
必要性	民生委員・児童委員が職務を遂行するために交通費等を支給する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	28,174	28,209	28,445	28,445	28,722	29,789	29,789	
決算額（21年度は見込み）	27,959	27,935	28,366	28,162	28,131	28,869	29,789	
人件費			4,310	4,270	4,270	4,235		
【事務分担量】（%）			50	50	50	50		
合計（+）	27,959	27,935	32,676	32,432	32,401	33,104	29,789	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,283	21,265	21,652	21,438	21,414	22,067	22,896	
その他（特定財源）								
一般財源	6,676	6,670	11,024	10,994	10,987	11,037	6,893	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	民生委員・児童委員定数（年度末）	194	196	196	197	198	198	198
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	13	14	14	14
	相談・支援件数（延べ）	4,549	4,263	3,969	4,127	3,988	3,545	
	協力員定数	-	-	-	-	-	18	18

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬費	活動費 都基準区上乗せ			活動費 都基準区上乗せ		活動費 都基準区上乗せ
	会長			会長		会長	
	(14,000+3,200) × 延べ12人	207		(14,000+3,200) × 1人 × 12月	207	(14,000+3,200) × 1人 × 12月	207
	地区会長			地区会長		地区会長	
	(9,000+3,000) × 延べ52人	624		(9,000+3,000) × 5人 × 12月	720	(9,000+3,000) × 5人 × 12月	720
	一般委員			一般委員		一般委員	
	(8,600+2,700) × 延べ2,268人	25,628		(8,600+2,700) × 延べ2,274人	25,696	(8,600+2,700) × 延べ2,304人	26,035
	主任児童委員			主任児童委員		主任児童委員	
	(8,600+2,700) × 延べ148人	1,672		(8,600+2,700) × 延べ168人	1,898	(8,600+2,700) × 延べ168人	1,898
				協力員		協力員	
				4,300 × 9人 × 9月	348	4,300 × 18人 × 12月	929

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	民生委員・児童委員定数	210 (209)	212 (210)	212	212	-	()内は当該年度改選前等定数
	相談・支援件数	4,127	3,988	3,545			

(問題点・課題分析)	相談業務が多岐（高齢者福祉課、保護課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援部、保健所、児童相談所、社会福祉協議会）にわたっており、業務量が年々増えつつある。また、定年制（改選時73歳未満、当初選任65歳未満、東京都選任要綱）があり、人材確保が難しい状況にある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） <ul style="list-style-type: none"> ・活動費を上乗せしている区：12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・太田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：4区 新宿・品川・杉並・江東

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、より地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
民生委員制度の周知	民生委員制度の意義や内容を積極的にPRすることにより、一斉改選時の充足率の向上が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会議案要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	民生委員指導事務費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 真美	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	指導事務費（01-04-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	民生委員法20、26条 民生委員施行令第11条
終期設定	有	無	年度	法令等	児童福祉法第12、13条 主任児童委員設置運営要綱 地方自治法第2条第3項別表第16 民生・児童委員協力員事業実施要綱
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 【各地区定数】 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 / 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 / 東尾久地区 民生・児童委員25名 主任児童委員2名 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 日暮里地区 民生・児童委員41名 主任児童委員3名 定員配置基準：220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準：民生委員・児童委員の定数39人以下2人 / 民生委員・児童委員の定数40人以上3人 民生・児童委員協力員定数：1地区民児協に対し3名まで				
内容	委員事務費：委員活動に要する事務費用(年間@2,500円) 協議会補助：協議会運営に要する費用(事業補助：1,500,000円+管外視察研修補助：845,000円) 民生委員・児童委員委嘱、解嘱 一斉改選：3年ごと(現在の任期 平成19年12月1日～平成22年11月30日) 欠員補充：随時(都の締切、年4回) 辞任及び解職：随時 民生委員協議会(6地区)：月1回開催 地区会長協議会：月1回開催 民生委員研修会：年1回開催 3年に1度(一斉改選年)：区民生委員・児童委員大会開催 区民協補助金による事業活動(民生委員法第24条に基づく事業) ・委員研修会 年1回開催 ・部会活動(児童福祉、厚生、高齢者福祉、障害者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報) 各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行 年2回 ・管外視察研修 各地区年1回開催				
経過	民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成9年度までは1人につき25,000円を社協を経由して交付。10年度から区で直接交付(160人分 400万円)、12年度単価を20,000円に減額、13年度単価15,000円、14年度単価10,000円、15年度から単価5,000円				
必要性	区からの連絡・依頼事項を行う連絡会と地区民協の連絡・検討を行う協議会の2部形式で会議を行う経費、また、日頃の活動に必要な各種の研修に参加し、福祉制度の知識などの習得するための費用など必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	3,529	4,442	3,547	3,546	4,823	3,603	3,592	
決算額(21年度は見込み)	3,299	4,114	3,313	3,327	4,178	3,116	3,592	
人件費			4,310	4,270	4,270	4,235		
【事務分担当量】(%)			50	50	50	50		
合計(+)	3,299	4,114	7,623	7,597	8,448	7,351	3,592	
国(特定財源)								
都(特定財源)	1,143	1,627	1,687	1,126	1,639	1,143	1,718	
その他(特定財源)								
一般財源	2,156	2,487	5,936	6,471	6,809	6,208	1,874	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	管外研修補助単価	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	民生委員協議会開催日数	39	39	39	39	41	46	46
	民生委員協議会出席委員数(延べ)	2,074	2,104	1,983	2,058	2,081	2,084	
	管外研修参加者数	161	160	156	165	158	158	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員事務費	569	委員事務費	533	委員事務費	543
職員旅費	管外研修職員随行日当	7	管外研修職員随行旅費	2	管外研修職員随行旅費	14	
食糧費	民生委員協議会賄い	48	民生委員協議会賄い	103	民生委員協議会賄い	129	
一般需用費	事務用消耗品	159	事務用消耗品	29	事務用消耗品	40	
	委嘱・解職用消耗品	426	委嘱・解職用消耗品	42	委嘱・解職用等消耗品	71	
	名簿貼り込みシール印刷	444	名簿貼り込みシール印刷	44	名簿貼り込みシール印刷	102	
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料	118	民生委員協議会開催通知郵送料	121	民生委員協議会開催通知郵送料等	135	
			協力員ボランティア活動保険料	2	協力員ボランティア活動保険料	6	
委託料	退任者感謝状筆耕	11	退任者感謝状筆耕	5	退任者感謝状筆耕	5	
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	59	合同民生委員協議会会場使用料	55	合同民生委員協議会会場使用料	59	
			協力員連絡会会場使用料				
負担金補助及び交付金	管外研修職員随行旅費	71	民生委員協議会事業補助金	2,159	管外研修職員随行旅費	143	
	民生委員協議会事業補助金	2,275	管外研修職員随行旅費	21	民生委員協議会事業補助金	2,345	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	研修会参加者数	165	158	158	168	168	21年度は見込み
	民生委員協議会出席率	90.4%	92.2%	90.6%		93.0%	出席委員数 ÷ 委員現数

問題点・課題 (指標分析)	<p>相談業務が多岐（高齢者福祉課、保護課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援部、保健所、児童相談所、社会福祉協議会）にわたっており、業務量が年々増えつつあること。また、定年制（改選時73歳未満、当初選任65歳未満、東京都選任要綱）があり、人材確保が難しい状況にある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することでより地域に密着した活動が期待できるとともに、委員自身の意識向上が図れる。
民生委員制度の周知	民生委員制度の意義や内容を積極的にPRすることにより、一斉改選時の充足率の向上が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域活動の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート(平成21年度)

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)		貸付事務費(01-05-01)			
事務事業の種類	新規事業	(21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	29 年度	根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領、荒川区生業資金貸付審査会設置運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔 〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	福祉の基盤整備〔02-11〕			
目的	一般金融機関などから融資を受ける事が困難な区民に対し、区が独立の生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てている1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	<p>借入申請を受け付けた後、訪問調査等を行い、生業資金貸付審査会の審査を経て貸付を決定する。その後貸付決定の通知を送付し、指定口座に貸付金額を振り込む。設備費等の領収書を提出してもらい、6カ月の据置き期間経過後に返還開始となる。</p> <p>〔貸付要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、ただちに事業を開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること(ただし、非課税でも可) ・確実な1名の連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること <p>〔限度額〕 200万円 〔利率〕 年 1.00% 〔返還方法〕 元利均等月賦償還(54回払い)5年以内(据置期間6ヵ月含む) 〔延滞金〕 延滞元金につき10.95% 〔審査委員メンバー〕 福祉部長・福祉推進課長・保護課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p>				
経過	<p>限度額の推移 昭和61年度100万円 120万円 平成2年度 120万円 150万円 3年度から200万円 貸付相談回数 平成9年度 126回 12年度 45回 16年度 13回 19年度 5回 20年度 2回 貸付件数 平成9年度 2件 10年度 1件 12・13年度 各1件 その後貸付実績なし 年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定した。 平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化した。</p>				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	現在は、貸付よりも滞納整理に努めているが、困難な状況である。督促は、原則年2回、現況調査と支払いの意思確認を実施しているが、戻ってきたり連絡のない対象者が多い。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	2,090	2,066	1,435	1,436	45	24	24	
決算額(21年度は見込み)	31	22	4	9	1	6	24	
人件費			862	1,708	854	2,541		
【事務分担量】(%)			10	20	10	30		
合計(+)	31	22	866	1,717	855	2,547	24	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	1,468	2,066	1,435	202	457	159	557	
一般財源	-1,437	-2,044	-569	1,515	398	2,388	-533	
実績の推移								
事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
貸付件数	0	0	0	0	0	0	-	
相談件数(各年度末現在)	19	13	7	5	5	2	-	
貸付残高件数(各年度末現在)	194	194	189	189	189	188	-	
貸付残高金額(各年度末現在)	82,835	82,265	81,935	81,738	81,284	81,128	-	

事務事業分析シート(平成21年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度(決算)		平成20年度(決算)		平成21年度(予算)		
		主な事項		主な事項		主な事項		
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)		
職員旅費	実態調査・債権整理	0		実態調査・債権整理	0		実態調査・債権整理	10
	一般需用費	0		貸付金償還用納付書	0			
	消費品	0						
	貸付金償還用納付書	0						
役務費	現況調査票送付用	1		現況調査票送付用	6		現況調査票送付用	14

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
標							

(問題点・課題)	<p>滞納整理を行っているが、20年度滞納額は、81,127,980円となっている。督促を行っているが経済状況の悪化等も加わり、貸付金全体の約14%が未返還の状況である。借受人が死亡または生活保護受給者になった場合など、返還の見込みがないケースについては、不能欠損処理が必要である。 (20年度貸付金返還金・158,753円 返還者6人)</p> <p>類似事業として、「中小企業融資」(区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利子及び信用保証料の一部を区が助成)や「社会福祉協議会の生業資金貸付」(東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている)があり、貸付金額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。 この制度がスタートした当初の区内事業者への貸付の目的はずでに達成したと思われる。都内17区がこの制度を廃止している。 貸付の審査に関する専門的な知識を有する職員がいないため、貸付の可否や返還能力を見極めることが難しい。</p>
他区の実況	<p>(実施 5 区 未実施 17 区)</p> <p>中央、世田谷、杉並、足立、葛飾の5区が実施している。 廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度大田・中野の17区である。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成14年度以降貸付実績がなく、また相談件数も減少しているため、新規貸付は停止する。	特になし
	全庁の方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不能欠損処理によって、滞納整理の進捗が図られる。
	により、生業貸付条例や要綱等を改め、滞納管理のみ残すか新たに制定する。	貸付を廃止する、と明確になる。

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
見直し	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

(要旨)	
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木 眞一	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	貸付金(01-06-01)、貸付事務費(01-06-02)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	応急に必要なとする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	<p>資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。 (2) 世帯の生計中心者である方。 (3) 住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可） (4) 他から資金を借りることが困難な方。 (5) 貸付を受けた資金の返済が確実である方。 (6) 現にこの資金の貸付を受けていない方。 (7) 確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めるときは省略することができる。） <p>応急に必要とする費用の種類と貸付限度額</p> <p>60万円まで(特認額)償還期間3年4ヶ月(40ヶ月)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用 (2) 傷病の治療に要する費用 (3) 就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用 (4) 区内転居のために要する費用 <p>30万円まで(一般)償還期限2年6ヶ月(30ヶ月)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活必需品(食料等)の購入費用 (2) 親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用 (3) 居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用 <p>無利子 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。</p>				
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更 返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p>				
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、実績が減少している。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>連帯保証人が必要 要件 貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内に住所を有すること。 住民税を完納していること。 国民健康保険料を完納していること。(平成15年度要件に追加) 一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。 この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。 現にこの貸付けをうけていないこと。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	5,827	4,241	2,950	2,457	2,071	2,047	2,037	
決算額(21年度は見込み)	3,016	2,541	1,908	1,296	552	878	2,037	
人件費			5,171	5,124	5,124	3,388		
【事務分担量】(%)			60	60	60	40		
合計(+)	3,016	2,541	7,079	6,420	5,676	4,266	2,037	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	2,437	2,529	1,737	1,522	2,352	1,525	1,466	
一般財源	579	12	5,342	4,898	3,324	2,741	571	
実績の推移								
	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	貸付件数 一般	6	11	8	2	2	5	7
	貸付件数 特認	5	2	3	2	1	0	3
	貸付残高件数(各年度末現在)	655	655	651	652	646	639	655
	貸付残高金額(各年度末現在)	50,361	51,136	52,346	53,351	52,987	52,942	50,668

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		貸付金	一般貸付・特認貸付	537	一般貸付・特認貸付	870	一般貸付・特認貸付
職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10	
一般需用費	OCR納付書印刷	0					
役務費	現況調査郵送料	15	現況調査等郵送料	8	現況調査等郵送料	27	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	貸付件数	4	3	5	10	10	
	相談件数	216	211	193	200	200	
	収入率	37.2	66.0	70.6	80	90	現年分調定に対する現年度分の収入率(21年3月末現在)

(問題点・課題 指標分析)	返還到来額（減免後）	返還額	収入率（％）	未返還額	（H21.3月末現在）	
	257,179,600	204,238,318	79.41	52,941,282		
	<p>・毎年督促を行っているが、約2割の貸付金が未返還の状態にある。また、H15年度より、滞納者への現況調査を実施している。</p> <p>・借受人が死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースについては、返還金の減免措置が妥当であると考えられる。返還金の減免を行うには、借受人による申請書の提出が必要であるが、申請が行われないケースが多い。また、積極的に減免申請の勧奨を行うことについては、返還中の者、新規貸付者との公正な扱いを考慮する必要があるため、実施が困難な状況にある。</p>					
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>実施機関が社会福祉協議会の区は次の7区。 港、新宿、文京、墨田、江東、品川、葛飾</p>					

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
全庁の方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還額の増加及び返還の見込みがないケースの不納欠損処理によって、滞納整理の進捗が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	行旅死亡人等取扱費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	22年度	根拠法令等	
終期設定	有	無	年度	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条 墓地、埋葬等に関する法律第9条 荒川区行旅病人等の救護及行旅死亡人の取扱に関する規則等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p><行旅病人> 滞在外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>				
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人</p> <p>1. 行旅病人 行旅中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（外国人のみ）</p> <p>2. 行旅死亡人 行旅中死亡し引取者なき者</p>				
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人の取扱い 身元不明の行旅死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用は遺留金を充当し、不足分は相続人・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。</p> <p>行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし 墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>				
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>				
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><行旅病人> 行旅病人の発生通報 救護の要否 都に事前協議の 救護 費用は扶養 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 上救護を決定する 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区</p> <p><行旅死亡人> 行旅死亡人の発生通報 救護の要否 引取時に都へ 埋火葬 遺骨等 費用は扶養 扶養義務者からも費用の弁償を ・救急隊 ・警察 等調査 連絡 保管 義務者の負担 得られない時は都へ請求 （病院） ・区 （補助金状況等） 都の負担金 ・源寿院 ・行旅法適用ケース 生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（実費弁償） ・墓理法適用ケース 相続人、扶養義務者がいない場合には負担金交付（対象費用限定）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	3,474	2,171	2,171	2,171	2,171	1,992	2,090	
決算額（21年度は見込み）	919	877	1,738	489	886	581	2,090	
人件費			862	1,708	1,708	847		
【事務分担量】（%）			10	20	20	10		
合計（+）	919	877	2,600	2,197	2,594	1,428	2,090	
国（特定財源）								
都（特定財源）	358	1,042	1,213	743	741	710	2,045	
その他（特定財源）								
一般財源	561	-165	1,387	1,454	1,853	718	45	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	取扱件数							
	官報掲載	1	1	3	2	0	4	6
	行旅死亡人	6	4	12	8	14	5	9
	行旅病人	0	1	1	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
役員費	官報掲載料	0	官報掲載料	47	官報掲載料	72	
委託料	埋火葬委託料	886	埋火葬委託料	534	埋火葬委託料	1,242	
	清掃委託	0	清掃委託	0	清掃委託	45	
扶助費	行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		
	医療費	0	医療費	0	医療費	680	
	日用品費	0	日用品費	0	日用品費	47	
	被服費	0	被服費	0	被服費	4	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	行旅病人	0	0	0	1	1	
	行旅死亡人	8	14	5	9	4	

（問題点・課題 指標分析）	外国人の不法滞在者が死亡し、行旅死亡人扱いとなるケースが増加している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議（要旨） 会 質 問 状	
---------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(21年度)	西尾久七丁目住宅【管理運営費】(01-10-01) 西尾久七丁目住宅【借上料】(01-10-02)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則 公営住宅法及び施行	
終期設定	有 無	24年度	法令等	令	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が256万8千円以下(政令基準)の世帯であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成21年4月現在高齢者用 ・0~1,248,000円(前年所得) 単身13,800円、二人用18,700円 ・1,248,001~1,476,000円 単身15,900円、二人用21,600円 ・1,476,001~1,668,000円 単身18,200円、二人用24,700円 ・1,668,001~1,896,000円 単身20,500円、二人用27,900円 ・1,896,001~2,232,000円 単身23,500円、二人用31,800円 ・2,232,001~2,568,000円 単身27,200円、二人用36,700円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久7-19-11 建築主 松原友治 荒川区西尾久7-19-11 建設費 545,365,430円 緊急通報装置設置補助金 23,357,310円 借上料 月額3,314,083円 利子補給 1,696,000円(21年度分) 火災保険料補助金 240,000円 入居開始 平成4年4月28日 敷地面積 507.04㎡ 延床面積 1,572,47㎡(借上面積1,020,66㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上7階建(借上部分1~6階) 借上期間 平成4年4月21日~24年4月20日 借上戸数 34戸(単身世帯1DK・29戸、 ふれあい協力員室 1戸 二人用世帯2DK・5戸) 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 住戸面積 単身世帯25.10㎡、二人世帯34.00㎡ 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工: 平成3年2月8日 竣工: 平成4年4月21日 入居開始: 平成4年4月28日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) ・ふれあい協力員がやむを得ず業務を遂行できない場合、登録協力員が代行。(月額報酬 66,000円) ・IH化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のための補助。(補助期間:平成20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成21年度対象11戸(世帯・単身共通) 392千円 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成20年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	53,761	52,283	52,515	51,161	50,780	50,974	50,648	
決算額(21年度は見込み)	52,566	51,711	50,263	49,961	49,745	48,845	50,648	
人件費			2,586	1,708	2,050	2,118		
【事務分担当】(%)			30	20	24	25		
合計(+)	52,566	51,711	52,849	51,669	51,795	50,963	50,648	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	7,653	7,459	7,453	7,283	7,110	7,171	7,431	
一般財源	44,313	43,652	44,796	43,786	44,085	43,192	42,617	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	退去世帯数(単身)	2	2	0	2	2	1	
	退去世帯数(二人用)	1	0	0	0	1	0	
	入居世帯数(単身)	2	1	0	2	3	0	
	入居世帯数(二人用)	1	0	0	0	0	1	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	報償費	登録協力員謝礼等	1,548	登録協力員謝礼等	1,548	登録協力員謝礼等	1,548
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	1,298	共用（集会室等）光熱水費	1,345	共用（集会室等）光熱水費	1,442
	一般需用費	事務用消耗品	27	事務用消耗品	190	事務用消耗品	84
	役務費	協力員室電話料金	37	協力員室電話料金・消火器の処分料	57	協力員室電話料金	40
	委託料	供給公社業務委託等	3,323	供給公社業務委託等	2,518	供給公社業務委託等	4,257
	使用料及び賃貸料	借上料	39,769	借上料	39,769	借上料	39,769
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	2,543	火災保険補助・利子補給等	2,218	火災保険補助・利子補給等	1,916
				I H化推進補助金	0	I H化推進補助金	392

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	借上げ戸数	34	34	34	34	34	
	待機世帯数	17	17	13	13	13	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	2	3	1	-	-	西尾久七丁目住宅入居世帯

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A（生活援助員）化。 ・借上げ住宅改修費用等についてオーナーの負担が大きい。（外壁修繕、エアコン取替等） ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由） ・指定管理者による管理料の適正化に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	西尾久三丁目住宅【管理運営費】(01-10-03) 西尾久三丁目住宅【借上料】(01-10-04)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 25年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助金を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が256万8千円以下(政令基準)の世帯であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】 1 月額使用料 平成21年4月現在高齢者用 ・0~1,248,000円(前年所得) 単身13,900円、二人用20,300円 ・1,248,001~1,476,000円 単身16,000円、二人用23,400円 ・1,476,001~1,668,000円 単身18,300円、二人用26,800円 ・1,668,001~1,896,000円 単身20,600円、二人用30,200円 ・1,896,001~2,232,000円 単身23,600円、二人用34,500円 ・2,232,001~2,568,000円 単身27,200円、二人用39,800円 2 共益費 2,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久3-21-12 建築主 水島正一 荒川区西尾久3-21-12 建設費 602,194,185円 建設費補助金 112,626,000円 借上料 月額4,553,662円 利子補給 3,734,000円(21年度) 火災保険料補助金 171,000円 入居開始 平成5年7月29日 敷地面積 668.64㎡(延床面積 2,604.49㎡、借上面積 1,255.49㎡) 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上9階建(借上部分3~8階) 借上期間 平成5年7月23日~平成25年7月22日 借上戸数 39戸(単身世帯1DK・34戸、二人世帯2DK・5戸) ふれあい協力員室 1戸 住戸面積 単身世帯25.15㎡、二人世帯36.69㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成3年12月28日 竣工:平成5年7月8日 入居開始:平成5年7月29日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅借上げにより運営。 毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録」の募集を行い、10月下旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) 清掃、建物保守、機械警備等は、外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) 平成13年8月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 I H化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成21年度対象 単身11戸・世帯1戸 97千円 【補助金状況等】 地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費) ・国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2) 平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革により補助金なし。 ・都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成20年度 5,659千円 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成20年度 600千円 				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	68,937	68,600	68,197	68,026	67,770	67,985	67,684	
決算額(21年度は見込み)	68,495	66,946	66,526	67,153	65,619	65,196	67,684	
人件費			2,586	1,708	2,050	2,118		
【事務分担量】(%)			30	20	24	25		
合計(+)	68,495	66,946	69,112	68,861	67,669	67,314	67,684	
国(特定財源)	10,348	11,587	11,208	0	0	0	0	
都(特定財源)	5,774	6,393	6,204	5,930	6,140	6,259	6,126	
その他(特定財源)	8,685	8,666	8,677	8,269	8,550	8,247	8,552	
一般財源	43,688	40,300	43,023	54,662	52,979	52,808	53,006	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	退去世帯数(単身)	2	2	1	1	0	2	
	退去世帯数(二人用)	2	1	0	0	0	1	
	入居世帯数(単身)	2	2	0	3	0	2	
	入居世帯数(二人用)	2	0	1	2	0	0	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	光熱水費	共用(集会室等)光熱水費	902	共用(集会室等)光熱水費	917	共用(集会室等)光熱水費	989
	一般需用費	住宅管理消耗品	17	住宅管理消耗品	226	住宅管理消耗品	75
	役務費	ふれあい協力員室電話料	36	協力員室電話料金・消火器の処分料	60	ふれあい協力員室電話料	39
	委託料	住宅公社保守管理業務委託	4,275	住宅公社保守管理業務委託	3,786	住宅公社保守管理業務委託	6,486
		協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,449
	使用料及び賃借料	借上料	54,644	借上料	54,644	借上料	54,644
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	4,359	火災保険補助・利子補給	4,134	火災保険補助・利子補給	3,905
			I H 化推進補助金	43	I H 化推進補助金	97	

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	借上げ戸数	39	39	39	39	39	
	待機世帯数	17	17	13	13	13	空室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	5	0	2	-	-	西尾久三丁目住宅入居世帯

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A(生活援助員)化。 ・借上住宅改修費用等についてオーナーの負担が大きい。(外壁修繕、エアコン取替等) ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。(条例上、自立喪失状態は退去事由) ・指定管理者による管理料の適正化に向けて引き続き見直しを図っていく必要がある。
他区の実況	<p>(実施 22 区 、 未実施 0 区)</p> <p>指定管理者制度導入状況(18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

況議(要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(21年度)	南千住二丁目住宅(管理運営費)(01-10-05) 南千住二丁目住宅(借上費)(01-10-06)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠 法令等	公営住宅法及び同施行令 東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	25年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助等を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が256万8千円以下(政令基準)の世帯であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】 1 月額使用料 平成21年4月現在高齢者用 ・0~1,248,000円(前年所得) 単身15,400円、二人用22,100円 ・1,248,001~1,476,000円 単身17,800円、二人用25,500円 ・1,476,001~1,668,000円 単身20,400円、二人用29,100円 ・1,668,001~1,896,000円 単身23,000円、二人用32,900円 ・1,896,001~2,232,000円 単身26,300円、二人用37,600円 ・2,232,001~2,568,000円 単身30,300円、二人用43,400円 2 共益費 2,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区南千住2-32-3 建築主 染谷清 台東区竜泉3-39-10-901 建設費 391,570,000円 建設費補助金 借上料 月額2,606,523円 利子補給 2,065,000円(21年度) 火災保険補助金 155,000円 入居開始 平成5年5月21日 敷地面積 224.59㎡(延床面積 946.38㎡、借上面積692.12㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上8階建 借上期間 平成5年5月15日~平成25年5月14日 借上戸数 18戸(単身世帯1DK 12戸、2人世帯2DK 6戸) ワーデン室 1戸 住戸面積 単身世帯27.94㎡、2人世帯39.93㎡ 安否確認装置 水センサー(浴室、トイレ)12時間 水漏れ2時間</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成4年5月22日 竣工:平成5年5月12日 入居開始:平成5年5月21日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	<p>(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅借上げにより運営。 毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) 清掃、建物保守、機会整備等は外部へ業務委託。(18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) 平成13年4月から、ふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 I H化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成21年度対象 単身4戸・世帯2戸 94千円 【補助金状況等】 地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費) ・国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2) 平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革によりなし。 ・都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成20年度 3,452千円 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成20年度 600千円 				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	40,728	40,598	40,253	39,799	39,492	39,600	40,212	
決算額(21年度は見込み)	39,818	39,217	38,285	38,935	39,257	37,666	40,212	
人件費			2,586	1,708	2,050	2,118		
【事務分担当】(%)			30	20	24	25		
合計(+)	39,818	39,217	40,871	40,643	41,307	39,784	40,212	
国(特定財源)	6,609	6,609	6,795	0	0	0	0	
都(特定財源)	3,904	3,904	3,997	4,023	3,977	4,052	3,952	
その他(特定財源)	4,422	4,422	4,402	4,337	4,252	4,238	4,402	
一般財源	24,883	24,282	25,677	32,283	33,078	31,494	31,858	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	退去世帯数(単身)	1	0	0	1	0	1	
	退去世帯数(二人用)	0	1	0	0	0	0	
	入居世帯数(単身)	1	0	0	1	1	0	
	入居世帯数(二人用)	0	1	0	0	0	1	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	522	共用（集会室等）光熱水費	523	共用（集会室等）光熱水費
一般需用費	住宅管理消耗品	8	住宅管理消耗品	82	住宅管理消耗品	92
役員費	協力員室電話料金	39	協力員室電話料金・消火器の処分料	49	協力員室電話料金	43
委託料	ふれあい協力員業務委託等	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,449
	供給公社保守管理業務委託	3,547	供給公社保守管理業務委託	2,006	供給公社保守管理業務委託	4,476
使用料及び賃借料	借上料	31,279	借上料	31,278	借上料	31,279
負担金及び交付金	火災保険補助・利子補給	2,475	火災保険補助・利子補給	2,342	火災保険補助・利子補給	2,211
			I H化推進補助金	0	I H化推進補助金	94

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	借上げ戸数	18	18	18	18	18	
	待機世帯数	17	17	13	13	13	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	1	1	1	-	-	南千住二丁目住宅入居世帯

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A（生活援助員）化。 ・借上住宅改修費用等についてオーナーの負担が大きい。（外壁修繕、エアコン取替等） ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由） ・指定管理者による管理料の適せ課に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実施状況（実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(21年度)	町屋七丁目住宅(01-10-07)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 5 年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則 公営住宅法及び施行令		
終期設定	有 無 年度	法令等	東京都シルバーピア事業運営要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区営住宅を建設し、管理運営する。				
対象者等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が25万8千円以下(政令基準)の世帯であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】 1 月額使用料 平成21年4月現在高齢者用 ・0~1,248,000円(前年所得) 単身15,400円、二人用20,700円 ・1,248,001~1,476,000円 単身17,800円、二人用23,900円 ・1,476,001~1,668,000円 単身20,300円、二人用27,400円 ・1,668,001~1,896,000円 単身22,900円、二人用30,900円 ・1,896,001~2,232,000円 単身26,200円、二人用35,300円 ・2,232,001~2,568,000円 単身30,300円、二人用40,700円 2 共益費 2,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋7-2-15 入居開始 平成5年4月1日 建設費 663,565,000円 敷地面積 580.38㎡ 延床面積 1,219,71㎡ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建 ワーデン室 1戸 住戸数 23戸 (単身世帯1DK 20戸、2人世帯2DK 3戸) 住戸面積単身世帯28.25㎡、2人世帯37.99㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関、トイレ)12時間</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成3年3月16日 竣工:平成5年2月15日 入居開始:平成5年4月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後、区が建設することは不可能である。				
実施方法	<p>(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設により運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。 ・空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) ・使用年限経過のため居室内電気クッキングヒーターをIHクッキングヒーターへ交換。(平成18年度から2年間で実施) ・平成20年度、使用年限経過のため居室用消火器を一斉交換。 104千円 <p>【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成20年度 600千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	9,035	8,463	8,394	9,100	9,720	8,660	39,240	
決算額(21年度は見込み)	8,452	7,236	7,921	7,904	7,583	7,351	39,240	
人件費			2,586	1,708	2,050	2,118		
【事務分担量】(%)			30	20	24	25		
合計(+)	8,452	7,236	10,507	9,612	9,633	9,469	39,240	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	5,218	5,218	5,202	4,754	4,878	4,949	5,274	
一般財源	2,634	1,418	4,705	4,258	4,155	3,920	33,366	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
退去世帯数(単身)	1	3	0	2	3	2		
退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0		
入居世帯数(単身)	2	2	0	3	3	1		
入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0		

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	一般需用費	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	136	住宅管理消耗品	102
	役務費	協力員室電話料金	33	協力員室電話料金	33	協力員室電話料金	38
	委託料	C A T V保守	64	C A T V保守	64	C A T V保守	64
		住宅公社保守管理業務	2,947	住宅公社保守管理業務	3,330	住宅公社保守管理業務	5,647
		設備等保守 （SC執行委任分）	2,507	設備等保守 （SC執行委任分）	2,588	設備等保守 （SC執行委任分）	2,829
	工事請負費					外壁改修工事	28,360
備品購入費	I Hクッキングヒーター	832					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	住宅戸数	23	23	23	23	23	
	待機世帯数	17	17	13	13	13	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	3	3	1	-	-	町屋七丁目住宅入居世帯数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員 L S A（生活援助員）化。 ・住宅改修費用等の計上（外壁修繕、エアコン取替等） ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由） ・指定管理者による管理料の適正化に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	都営南千住四丁目団地 (シルバーピア事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(21年度)	都営住宅南千住四丁目団地(15-10-08)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	単身高齢者及び高齢者のみの世帯が自立し、安全かつ快適な生活を営める高齢者向け集合住宅を供給することを目的に設置された東京都の南千住四丁目団地シルバーピアに、荒川区がふれあい協力員（ワーデン）を設置する。				
対象者等	東京都シルバーピア(高齢者集合住宅)入居資格者 ・高齢者住宅 50戸(内、40戸は地元割当) ・障害者住宅 4戸(内、2戸は地元割当) 【受益者負担】 月額使用料 ・単身世帯用：0～3,216,000円(前年所得) 19,700～43,200円 ・二人世帯用：0～3,596,000円(前年所得) 29,000～48,000円				
内容	1 ふれあい協力員(ワーデン)の設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談 2 建物の概要 所在地 荒川区南千住4-9-3(E街区) 建築主 東京都 入居開始 平成12年5月 敷地面積 8,109㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造・地上32階・375戸 シルバーピア 3～13階・50戸(単身用43戸、世帯用7戸) 車椅子使用者向け 2階・4戸(世帯用) ふれあい協力員 3階・1戸				
経過	平成2年 「荒川区地域高齢者住宅計画」 平成4年 「荒川区住宅マスタープラン」 平成8年9月 シルバーハウジングプロジェクト事業計画の承認申請 平成9年2月 着工 平成11年6月 車いす使用者向け東京都入居者公募 平成11年7月 車いす使用者向け区地元割当入居者公募 平成11年12月 シルバーピア東京都入居者公募 平成12年1月 シルバーピア区地元割当入居者公募 平成12年5月 ふれあい協力員業務委託開始 平成12年5月 入居開始				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、今後、あり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・建物は都住宅局が管理する。 ・事務室及びだんらん室に係る維持管理については区が管理する。 (平成18年度から指定管理者制度を導入(=機械警備のみ) 指定管理者：東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員業務については、平成18年度まで社会福祉法人「聖風会」に委託。 平成19年度から区の非常勤職員で対応。(月額報酬100,000円) 住宅使用料は区負担(96,000円×12ヶ月) 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金 ワーデン(ふれあい協力員)報酬1名分 @100,000円/月×12月×1人×1/2(補助率)=600,000円				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	5,483	4,963	4,948	4,916	4,978	3,332	3,331	
決算額(21年度は見込み)	5,160	4,618	4,270	3,319	3,044	2,982	3,331	
人件費			2,586	1,708	2,050	2,118		
【事務分担当量】(%)			30	20	24	25		
合計(+)	5,160	4,618	6,856	5,027	5,094	5,100	3,331	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,560	4,018	6,256	4,427	4,494	4,500	2,731	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	応募・入居状況 (地元割当分)	単身用	単身用	単身用	地元割当分 なし	地元割当分 なし	地元割当分 なし	
		応募者数 71	応募者数 72	応募者数 119				
倍率 71	倍率 72	倍率 60						
	入居世帯数 1	入居世帯数 1	入居世帯数 2					

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	光熱水費	管理事務室光熱水費	77	管理事務室光熱水費	79	管理事務室光熱水費	86
	一般需用費	住宅管理消耗品	5	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	83
	役員費	ふれあい協力員室電話料	41	ふれあい協力員室電話料	38	ふれあい協力員室電話料	44
	委託料	供給公社保守管理業務委託等	568	供給公社保守管理業務委託	513	供給公社保守管理業務委託	766
	負担金補助及び交付金	ふれあい協力員住宅使用料	1,152	ふれあい協力員住宅使用料	1,152	ふれあい協力員住宅使用料	1,152

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
標	管理戸数	54	54	54	54	54	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A（生活援助員）化。 ・指定管理者による管理料の適正化に向けて引き続き見直しを図っていく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討する必要がある、現状の規模で実施する。

況（要旨）	議会議案 Q：バイク駐車場の設置（別途、住民による要望書が住宅局へ出される） A：市街地整備指導要綱においてバイク対策がとられているにもかかわらず南千住四丁目住宅等におけるバイク対策がなされていないため、都に要望したところ、施設内に自治会の自主責任管理によるバイクスペースが確保された。
-------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	町屋五丁目住宅 (高齢者及び障害者住宅)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川重夫
		担当者名	鈴木麻莉菜	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	町屋五丁目(高齢者・障害者)住宅(15-10-09)				
事務事業の種類	新規事業	(21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	10 年度	根拠法令等	公営住宅法及び施行令 荒川区営住宅条例及施行規則 東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、公営住宅法に基づき建設した区営住宅を管理運営する。				
対象者等	<p>【入居条件】</p> <p>1 高齢者住宅 単身用 65歳以上の一人暮らしであること 世帯用 申込者が65歳以上で、60歳以上の親族と同居している世帯であること 区内に引き続き5年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、25万8千円以下(政令基準)であること</p> <p>2 障害者住宅 単身用 身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者で、かつ18歳以上65歳未満であること 世帯用 本人又は同居親族の内一人以上が身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者であること 区内に引き続き1年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、25万8千円以下(政令基準)であること</p> <p>3 共通条件 自己所有又は親族所有(1親等内)名義の住宅、都営住宅、都市公団、又は都供給公社の賃貸などの公営住宅に居住していないこと 現に住宅に困窮していること</p> <p>【受益者負担】</p> <p>1 月額使用料 平成21年4月現在 前年所得(円) (A): 高齢者住宅 (B): 障害者住宅 ・0~1,248,000 A: 単身19,700、二人用24,800 B: 単身26,900、二人用33,200 ・1,248,001~1,476,000 A: 単身22,800、二人用28,700 B: 単身31,000、二人用38,300 ・1,476,001~1,668,000 A: 単身26,100、二人用32,800 B: 単身35,500、二人用43,800 ・1,668,001~1,896,000 A: 単身29,400、二人用37,000 B: 単身40,100、二人用49,400 ・1,896,001~2,232,000 A: 単身33,600、二人用42,200 B: 単身45,800、二人用56,500 ・2,232,001~2,568,000 A: 単身38,800、二人用48,700 B: 単身52,800 二人用65,200</p> <p>2 共益費 2,600円 3 駐車場(障害者専用) 本人22,500円(50/100、80/100の減額制度有り)</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋5-9-2 建物 鉄筋コンクリート、地上2階地下1階建うち地上1~3階部分、床面積2,934.06㎡(1~3階部分) 住宅戸数 高齢者住宅: 23戸(単身1DK・19戸、世帯2DK・4戸)、障害者住宅: 6戸(単身1DK・2戸、世帯2DK・4戸) 駐車場(障害者専用) 6台 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容: 居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工: 平成6年3月26日 竣工: 平成10年3月31日 入居開始: 平成10年5月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	<p>(2-一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(報酬月額100,000円) ・使用年限経過のため居室内電気クッキングヒーターをIHクッキングヒーターへ交換。(平成20年度から順次交換) 平成21年度 対象4戸 334千円</p> <p>【補助金状況】 公営住宅家賃収入補助 ・国庫補助金 = 補助基本額 × 補助対象率(1 - 収入超過者入居戸数/戸数): 平成18年度をもって廃止。 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金 = ふれあい協力員(報酬) × 補助率(1/2) 平成20年度 300千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位: 千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	10,605	11,911	11,299	12,388	12,246	12,968	12,006	
決算額(21年度は見込み)	9,667	10,899	11,095	10,915	9,855	10,837	12,006	
人件費			2,586	1,708	2,050	2,118		
【事務分担当】(%)			30	20	24	25		
合計(+)	9,667	10,899	13,681	12,623	11,905	12,955	12,006	
国(特定財源)	164	164	164	0	0	0	0	
都(特定財源)	3,504	600	600	600	300	300	600	
その他(特定財源)	9,586	9,335	9,356	9,133	9,490	9,035	9,233	
一般財源	-3,587	800	3,561	2,890	2,115	3,620	2,173	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	退去世帯数(単身)	0	0	2	1	2	1	
	退去世帯数(二人用)	1	0	0	0	0	0	
	入居世帯数(単身)	0	0	2	2	1	2	
	入居世帯数(二人用)	1	0	1	0	0	0	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	ふれあい協力員報酬	600	ふれあい協力員報酬	600	ふれあい協力員報酬
光熱水費	共用（団楽室）光熱水費	1,377	共用（団楽室）光熱水費	1,528	共用（団楽室）光熱水費	1,558
一般需用費	登録者募集しおり作成等	64	登録者募集しおり作成等	205	登録者募集しおり作成等	71
役務費	ふれあい協力員電話料	50	協力員室電話料金	41	ふれあい協力員電話料	50
委託料	電気工作物保安管理（執行委任）	43	電気工作物保安管理（執行委任）	43	電気工作物保安管理（執行委任）	56
	供給公社保守管理業務委託	4,083	供給公社保守管理業務委託	4,851	供給公社保守管理業務委託	4,730
備品購入費			I Hクッキングヒーター	295	I Hクッキングヒーター	334
負担金補助及び交付金	防災センター委託（執行分）	2,735	防災センター委託（執行分）	2,651	防災センター委託（執行分）	2,793
	ふれあい協力員住宅使用料	903	ふれあい協力員住宅使用料	623	ふれあい協力員住宅使用料	1,214

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	住宅戸数	29	29	29	29	29	
	待機世帯数	17	17	13	13	13	空き室待ち登録の世帯総数
	入居世帯数	2	1	2	-	-	町屋五丁目住宅入居世帯数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい協力員のL S A（生活援助員）化。 ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由） ・指定管理者による管理料の適正化に向けて、引き続き見直しを図っていく必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理料については、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	高齢者住宅のあり方を検討するため、現状の規模で実施する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (事務局運営分)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 39 年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)				
内容	下記の7事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付している。 1 社会福祉協議会職員人件費(常勤8名分) 2 ボランティア活動推進事業費 ... 機関誌「あらんてあ」発行経費、電話相談・友愛訪問、福祉まつり等の事業実施経費の一部を補助している 3 ボランティア活動推進人件費(常勤1名・非常勤1名分) 4 重度心身障害者(児)レクリエーション事業 ...バスハイクや観劇等を年2~3回実施し、その経費を一部補助している。 5 長寿慶祝の会事業 <別途事務事業分析シート 長寿慶祝の会事業参照> 6 福祉サービス総合支援事業 <別途事務事業分析シート 福祉サービス利用者支援事業参照> 7 在宅福祉サービス事業 <別途事務事業分析シート 在宅福祉サービス事業参照>				
経過	1 1年度 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転し、管理費補助廃止(12年2月) 1 2年度 福祉公社解散に伴い、事業を社協へ移管(在宅福祉サービス事業として継続) ・福祉サークル活動援助事業を廃止 ・福祉機器展示コーナーの設置について補助(80万円)(12年度のみ) 1 3年度 区派遣職員2名、社協職員5名の体制を、区職員1名、社協職員7名の体制に見直し 1 5年度 区派遣職員1名、社協職員7名の体制を、社協職員8名のみの体制に見直し 1 6年度 ボランティア活動用資器材の整備補助(100万円)(16年度のみ) 1 7年度 高齢者マッサージ事業の見直し 2 1年度 非常勤職員の報酬月額の見直し				
必要性	荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額	66,796	69,964	66,776	71,482	68,082	72,319	72,866	
決算額(21年度以降は見込み)	66,901	67,954	66,124	69,732	67,739	68,448	72,866	
人件費			1,724	1,708	1,708	1,694		
【事務分担量】(%)			20	20	20	20		
合計(+)	66,901	67,954	67,848	71,440	69,447	70,142	72,866	
国(特定財源)								
都(特定財源)			714	725	720	735	745	
その他(特定財源)								
一般財源	66,901	67,954	67,134	70,715	68,727	69,407	72,121	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	個人会員数	5,099	4,781	4,699	4,456	4,356	4,135	4,100
	団体会員数	152	148	147	147	147	143	140
	ボランティア登録者数	1,222	1,124	1,076	1,262	1,274	1,574	1,600
	15年度から20年度までの各会員数は各年度末時点、21年度は見込み							

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	社協職員人件費	59,824	社協職員人件費	60,359	社協職員人件費
常勤7名			常勤8名		常勤8名		
ボランティア活動推進事業費	6,927		ボランティア活動推進事業費	7,037	ボランティア活動推進事業費	6,805	
常勤0.5名、非常勤0.5名			常勤0.5名、非常勤0.5名		常勤0.5名、非常勤0.5名		
	心身障害者福祉事業	988	心身障害者福祉事業	1,052	心身障害者福祉事業	1,209	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	4,456	4,356	4,135	4,100	4,200	会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	社会福祉協議会団体会員数	147	147	143	140	150	会費が年額10,000円の団体会員数
	ボランティア登録者数	1,262	1,274	1,574	1,600	1,600	社協にボランティア登録をしている人数

（問題点・課題）	社会福祉協議会の財政基盤及び運営基盤の安定化のために、新たな会員獲得に向けた取り組みの改善が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会の会員増加に向けた取り組み	社会福祉協議会の財政基盤・運営基盤の安定化を図る。
ボランティア登録・保険加入者数増加に向けた取り組み	地域福祉の向上をより一層推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	平成18年度の包括外部監査の指摘も踏まえ、補助のあり方を検討する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (在宅福祉サービス事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	・地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・社会福祉法第58条(助成及び監督) ・社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の人を支援するため、区民の参加と協力を得て低額な料金で在宅福祉サービスを行い、地域における福祉意識の増進に努め、地域福祉の向上に寄与することを目的としている。なお、有償在宅福祉サービス事業は、旧福祉公社で実施してきた事業であるが、区民にわかりやすい組織として整備するとともに、効率的運営を図ることを目的として、社会福祉協議会が継承した。(ファミリーサポート事業は子育て支援部が社会福祉協議会に委託し実施している。)				
対象者等	在宅福祉サービス利用会員および協力会員 ・利用会員 ...区内在住の高齢者・障がい者等で日常生活を送る上で援助・介護が必要な人 ・協力会員 ...区内在住または在勤で、概ね18歳以上の人				
内容	1 福祉啓発事業 ...事業に対する理解・協力を得るため、地域ケア会議等で説明を行う 2 相談及び情報提供事業 ... 相談窓口の設置、情報提供コーナーの設置、介護用品の紹介、会員向け情報誌「にこにこ」の発行(年4回) 3 研修及び人材育成事業 ... 介護保険制度に関する説明会等、会員講演会の実施(年4回)、施設見学会・交流バスハイクなど会員の交流 4 在宅福祉サービス事業 ... 家事援助サービス(750~850円)、介護サービス(850~950円)、食事サービス(600円) ()内は1時間または1食あたりの料金 5 調査研究事業 ...会員や区民のニーズを把握・研究し、事業の充実を図る				
経過	平成 4年10月 普及啓発事業開始 平成 5年 4月 在宅福祉サービス事業開始 平成 6年 2月 食事サービス開始 平成10年 9月 子育てサポート事業開始(平成11年4月よりファミリーサポート事業に変更) 平成12年 3月 福祉公社の解散に伴い、本事業を社会福祉協議会が継承した。 平成13年 4月 常勤3名・非常勤8名の体制を、常勤3名・非常勤5名に見直した。 平成14年 4月 常勤3名・非常勤5名の体制を、常勤2名・非常勤7名に見直した。 平成20年 4月 利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止				
必要性	日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の者を支援するため、必要性がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【補助対象経費】 1 常勤・非常勤職員人件費 ...給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 管理運営費 ...消耗品費、機械保守・清掃委託料、パソコン等リース料、銀行・郵便局振替手数料等 3 在宅福祉サービス事業運営費 ...上記の内容欄に記載した事業を実施するための経費				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	39,349	39,408	36,636	37,693	37,324	38,511	40,038	
決算額(21年度以降は見込み)	36,088	35,513	35,715	34,630	35,723	35,951	40,038	
人件費			1,724	1,708	1,281	1,694		
【事務分担量】(%)			20	20	15	20		
合計(+)	36,088	35,513	37,439	36,338	37,004	37,645	40,038	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	36,088	35,513	37,439	36,338	37,004	37,645	40,038	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
利用会員数	190	186	160	190	192	207	220	
協力会員数	375	335	204	168	162	144	140	
家事援助サービス利用件数	1,824	1,808	2,174	2,614	2,928	3,269	3,300	
介護サービス利用件数	2,178	1,674	1,678	1,758	1,804	1,764	1,800	
食事サービス利用件数	14,783	13,409	11,623	13,496	15,733	12,289	13,000	
職員によるコーディネーター件数	1,146	1,138	1,259	1,359	1,331	1,305	1,350	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	常勤職員人件費	15,656	常勤職員人件費	14,535	常勤職員人件費
非常勤職員人件費	14,889		非常勤職員人件費	16,384	非常勤職員人件費	17,529	
管理運営費	4,710		管理運営費	4,612	管理運営費	5,011	
事業費	468		事業費	420	事業費	853	
		常勤2名、非常勤7名		常勤2名、非常勤7名		常勤2名、非常勤7名	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	19,227	21,796	18,627	19,350	/	家事・介護・食事サービス及びコーディネート数の合計(21年度は見込み)
	の1件あたり単価 (単位：円)	1,801	1,638	1,930	2,069	/	補助金額 / 件数

(問題点・課題分析)	年々協力会員数が減っているため、利用会員とのコーディネートが出来にくくなっている。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区) 平成16年度より実施区は全て社協委託または補助による実施形式となり、公社形式は無くなった。

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成20年に利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止をしたのでそれを広く周知し、会員数の増加をはかる。	在宅福祉サービスを必要としているすべての方がサービスを受けられるようになる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	介護保険サービスを補完するために、本事業の拡充について検討する必要がある。

況議(要質問状)	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (福祉サービス利用者支援事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類	新規事業 (21年度 20年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 15 年度	根拠	福祉サービス利用者支援センター設置管理運営要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの利用援助や利用に際する苦情対応を行い、判断能力が不十分な高齢者・障がい者等の権利擁護相談等を受け入れる等、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施することにより、福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的とする。				
対象者等	1 福祉サービス総合相談事業 ...福祉サービスを利用している人または必要としている人 2 福祉サービス利用援助事業 (1) 地域福祉権利擁護事業 ...判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者 (東社協委託事業) (2) 福祉サービス利用援助 ...地域福祉権利擁護事業の対象外となっている、支援が必要な高齢者や身体障がい者 3 苦情対応機関等の設置 ...福祉サービスや権利擁護に関する専門的な相談を必要としている人				
内容	1 福祉サービス総合相談事業 福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、その他の福祉サービス利用に関する専門的な相談を実施 2 福祉サービス利用援助事業 地域福祉権利擁護事業もしくは福祉サービス利用援助により、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを提供する 3 苦情対応機関等の設置 福祉サービスの利用に際しての苦情並びに権利擁護について、弁護士による専門相談を実施				
経過	平成11年10月1日 荒川区社会福祉協議会において東京都社会福祉協議会からの委託により、地域福祉権利擁護事業を実施。 平成15年6月2日 あんしんサポートあらかわの開設。福祉サービス総合相談事業、福祉サービス利用援助、苦情対応機関設置について、補助金を交付して実施。 平成18年4月 非常勤2名の体制を3名に見直した。				
必要性	介護保険制度の導入により福祉制度全体が「措置」から「契約」に移行し、福祉サービスの適正な利用を確保する観点から、福祉サービスの利用者を保護・支援する制度が必要となった。福祉サービスの利用者増加に伴いトラブルも増え、成年後見制度も含めて金銭管理が必要となる高齢者・障がい者も増加すると考えられるため、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【補助対象経費】				
	1 非常勤職員人件費 ...補助要綱に定める給与、諸手当、社会保険等事業主負担金				
	2 事務費 ...会議費、通信運搬費、消耗品費、損害保険料、貸金庫使用料、弁護士報酬費等				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算額		7,247	6,331	5,963	8,646	8,646	8,783	8,876
決算額(21年度以降は見込み)		5,980	5,912	5,963	8,375	8,073	8,403	8,876
人件費				2,586	1,708	1,281	1,694	
【事務分担量】(%)				30	20	15	20	
合計(+)		5,980	5,912	8,549	10,083	9,354	10,097	8,876
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		1,576	1,610	1,610	1,611	1,612	1,614	1,614
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		4,404	4,302	6,939	8,472	7,742	8,483	7,262
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	問い合わせ・相談件数	350	1,368	1,395	1,201	941	1,091	1,150
	福祉サービス利用援助契約数		23	20	36	19	18	20
	弁護士相談件数		24	27	29	29	31	30

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	非常勤職員人件費	7,280	非常勤職員人件費	7,474	非常勤職員人件費	7,745
	事務費	793	事務費	929	事務費	1,131	
	非常勤3名		非常勤3名		非常勤3名		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	権利擁護・成年後見相談件数 (軽度、対応時間30分)	108	85	113	130	/	初回のみで完結した相談件数
	権利擁護・成年後見相談件数 (中重度、対応時間60分)	917	683	754	800	/	本人宅を訪問または複数回にまたがり対応した相談件数
	職員（非常勤）1名が1ヶ月に相談に応じる時間数	27.0時間	20.2時間	22.5時間	24.0時間	/	$\{(\quad \times 30) + (\quad \times 60)\} \div 60 \div \text{職員数} \div \text{月数}(12\text{ヶ月})$

（問題点・課題）	<p>身体的侵害、経済的侵害、ネグレクト等、権利侵害の内容も多様化しており、地域包括支援センターとのより一層の連携や、医師等の専門家との連携についても検討する必要がある。</p> <p>福祉サービス利用援助事業で提供できないサービス（認知症高齢者の不動産処分や契約行為等）については、成年後見制度を活用し後見人が行う必要があるが、今後は荒川社協が法人として後見人業務を担い、支援を必要としている高齢者や障がい者に対して一貫して総合的な支援ができるよう、法人後見に積極的に取り組む必要がある。</p>
他地区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>1 利用者サポート 2 3区</p> <p>2 福祉サービス利用援助 2 3区 内、対象拡大実施 1 7区</p> <p>3 苦情対応 2 3区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>成年後見活用あんしん生活創造事業の実施に向けて、福祉サービス利用者支援事業との調整をとりながら、効率を考えた補助を考えていく。</p>	<p>成年後見活用あんしん生活創造事業と福祉サービス利用者支援事業を調整する事により、事務の無駄を省くことが期待できる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	認知症高齢者等の権利擁護や法人後見などに積極的に取り組む必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	鈴木 早智子	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	遺族会補助(01-11-02)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠法令等	荒川区補助金等交付規則	
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。				
対象者等	荒川区遺族会会員237名（H21.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する、戦没者及びこれに準ずるものの遺族				
内容	<p>【補助対象事業】</p> <p>（1）戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 （2）戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 （3）全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 （4）戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 （5）遺族会の運営に必要な事務に関すること。</p> <p>【平成20年度事業】</p> <p>（1）戦没者追悼式 平成20年10月23日 サンパール小ホール 参加者101人 （2）都内巡拝 平成20年11月28日 靖国神社等 参加者 15人</p>				
経過	平成7年度まで区で追悼式を実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額				
必要性	戦没者の遺族への支援を行う必要はあるが、会員数が減少している。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。				

		（単位：千円）						
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
予算・決算額等の推移	予算額	247	247	247	247	247	247	247
	決算額（21年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247
	人件費			1,724	1,708	854	0	
	【事務分担量】（%）			20	20	10	0	
	合計（+）	247	247	1,971	1,955	1,101	247	247
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		247	247	1,971	1,955	1,101	247	247
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	会員数(1月1日現在)	303人	286人	281人	272人	259人	248人	-
	追悼式参加者数	122人	141人	137人	103人	89人	101人	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	会員数 (各年1月1日現在)	272	259	248	237	235	会員の高齢化により減少

(問題点・課題)	<p>区主催であった追悼式等を平成8年から遺族会主催としたが、実際は、葬祭業者の無償協力により祭壇等を設置している。また、事務局として職員が協力している。</p> <p>平成17年度、以前より課題であった式典の実施方法についての見直しを行ない、それまでの仏教形式から献花形式に変更した。</p>
他区の実況	<p>(実施 12 区 未実施 10 区)</p> <p>千代田区、中央、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、豊島、北、板橋</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	遺族会の会員数及び追悼式の参加者数が減少してきているため、現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	金子 弘之	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）			首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費（01-11-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 20年度		根拠法令等	荒川区地域貢献型研究事業支援補助金交付要綱			
終期設定	有 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	首都大学東京健康福祉学部が行う、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資する地域貢献型研究事業に対して、区が支援することにより、区民の福祉の向上に資するものとする。						
対象者等	首都大学東京健康福祉学部						
内容	1 研究の推薦 首都大学東京健康福祉学部長は、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資するものとして認定した研究事業を区長に推薦する。 2 決定 推薦された研究について、区長がその内容を審査のうえ、補助対象事業として決定する。 3 予算 @1,000,000円 × 3件 = 3,000,000円						
経過	14年度 区（福祉部）、区民と首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川ころばん体操を共同開発 16年度 区（福祉部）、在宅高齢者通所サービスセンターと首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川せらばん体操を共同開発 18年度 区（産業経済部）と首都大学東京健康福祉学部が共同で、区内在住の高齢者の実態調査を実施し、健康・福祉用具の開発を支援 19年度 区（福祉部）と首都大学東京健康福祉学部が共同で、介護予防等を目的とした高齢者の実態調査を実施 区（福祉部）、障がい者、障がい者団体と首都大学東京健康福祉学部の山田准教授が荒川ばん座位体操を共同開発						
必要性	従前より、区と首都大学東京健康福祉学部が共同して様々な調査・研究を実施し、その成果を区民福祉の向上のために活用してきた。今後も、共同して様々な調査・研究を行うことは、区民福祉の向上に資するものである。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
	首都大学東京健康福祉学部長が推薦した研究を、区長が審査し、補助対象事業として決定する。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	-	3,000	3,000	
決算額(21年度以降は見込み)						3,000	3,000	
人件費						847		
【事務分担量】(%)						10		
合計(+)	0	0	0	0	0	3,847	3,000	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	3,847	3,000	
実績の推移	事項名							
件数						4件	4件	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000	荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	補助対象事業件数			4件	4件		補助対象事業の件数

（問題点・課題）	大学での研究は、荒川区民対象というよりもどうしても広く大きいものになってしまいがちであるため、荒川区民に対する研究を推進してもらう必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新しい事業のため、補助金申請の内容をよく吟味し、区民のための研究になるように1年ごとに事業を見直していく。	区民のためにより良い研究を支援できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	平成20年度からの事業であり、事業の目的達成に努める。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	金子 弘之	内線	2612	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉部分室管理費（01-12-01） 福祉部分室営繕費（01-12-02）						
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠				
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 「分室管理費（光熱水費、役務費、委託料）について、社会福祉協議会から面積割合で経費負担を得る。」						
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 役務費（手数料） : 受水槽清掃 3 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務 樹木剪定、建築物等定期点検、受配電清掃 営繕費 4 工事請負費 : 屋上防水改修工事、キュービクル改修工事（21年度）						
経過	1 平成10年5月 旧南千住図書館の施設利用について調整 ・ 2階は、社会福祉協議会及び南千住第三幼稚園が利用する。ただし、南千住第三幼稚園が利用するスペースは、今後、三河島周辺の再開発が本格化し、旧真土小内の福祉作業所の移転が必要となった場合の受け皿スペースとすることを条件とする。 ・ 1階の一部・3階は、社会福祉協議会が利用する。 2 平成11年12月 幼稚園使用予定の2階遊戯室部分を福祉公社の事業を実施する事務所に変更 3 平成12年2月14日 社会福祉協議会事務局移転 4 平成12年3月25日 福祉公社移転 5 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承						
必要性	社会福祉協議会が旧福祉公社の事業を継承した経緯を踏まえ、区が施設の管理運営を行っている。						
実施方法	（ ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） [分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する光熱水費及び委託料等については、福祉公社事業を継承した面積部分を、社会福祉協議会との面積按分により経費負担を行う。 建物の修繕等工事費については、全額福祉部の負担とする。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	4,961	4,525	4,343	4,881	4,596	4,455	15,113	
決算額（21年度以降は見込み）	3,352	4,168	4,043	4,167	3,749	3,790	15,113	
人件費			1,724	2,388	2,194	847		
【事務分担量】（%）			20	100	90	10		
合計（+）	3,352	4,168	5,767	6,555	5,943	4,637	15,113	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,620	1,705	1,703	1,665	1,749	1,757	1,896	
一般財源	1,732	2,463	4,064	4,890	4,194	2,880	13,217	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	予 算 ・ 決 算 の 内 訳	光熱水費	電気	2,235	電気	2,314	電気
ガス			14	ガス	17	ガス	15
水道			232	水道	230	水道	236
一般需用費		家屋等修繕費	145	家屋等修繕費	159	家屋等修繕費	766
		受水槽清掃	21	受水槽清掃	21	受水槽清掃	24
委託料		エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781
		その他保守点検業務	245	その他保守点検業務	191	その他保守点検業務	238
		樹木剪定等	76	樹木剪定等	77	樹木剪定等	100
工事請負費						屋上防水・キュービクル改修工事	10,441

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	1㎡管理コスト	5,074	4,565	4,615	5,692	-	821.1㎡
	修繕実績	1件	2件	2件		-	

（問題点・課題分析）	昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生してくる。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	福祉サービス第三者評価事業費(01-15-01)				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。				
対象者等	東京都では51種類の福祉サービス(認可・認証保育所、介護保険事業所、支援費事業所等)を評価対象としている。(平成21年6月1日現在) 将来的にすべての福祉サービスが対象となる見込みである。				
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>(1) 事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う 「施設の理念や方針は明確化されているか」「個人情報の保護・共有が図られているか」などの評価項目があり、A+、A、B、Cの4段階で評価される</p> <p>(2) 利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う 「食事のメニューは充実しているか」「病気等の際の対応は適切か」などの評価項目があり、利用者は、はい、いいえ、どちらともいえないのいずれかで回答する。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメントが評価推進機構のホームページで公表される(事業者が同意しなければ公表しないこともできる)。 また、区が自ら評価を受審した場合および、民間立施設で区が補助金を交付して評価を行った場合には、区のホームページでも評価結果を公表する。</p>				
経過	<p>平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施(事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した)</p> <p>平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。</p> <p>～18年度 (在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園) 民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、</p> <p>～23年度 3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。</p>				
必要性	福祉サービス第三者評価は、体験してみなければわからないサービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、区民にわかりやすく情報提供することで、消費者である利用者とサービスの専門家である事業者との関係を対等なものにするための手段のひとつであり、必要性は高い。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH、小規模多機能型居宅介護及び認証保育所に対しては評価費用を補助している(平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている)。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	0	11,708	10,400	8,000	5,600	4,800	3,200	
決算額(21年度以降は見込み)	914	3,017	8,598	4,577	4,320	4,472	3,200	
人件費			3,448	1,708	1,708	1,694		
【事務分担量】(%)			40	20	20	20		
合計(+)	914	3,017	12,046	6,285	6,028	6,166	3,200	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	457	2,198	5,406	3,059	2,829	3,132	2,800	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	457	819	6,640	3,226	3,199	3,034	400	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
区立高齢者関係施設 受審数	3	6	0	0	6	6	0	
区立障がい者関係施設 受審数	0	0	7	0	4	2	2	
区立児童関係施設 受審数	0	0	10	9	-	-	-	
民間立施設 補助金交付件数	0	3	6	4	4	5	6	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	区立施設10ヶ所	2,982	区立施設8ヶ所	2,678	区立施設2ヶ所
負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH4ヶ所	1,338	認知症高齢者GH5ヶ所	1,794	認知症高齢者GH6ヶ所	2,400	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	16年度から18年度までの評価受審率（区立）	100.0%	-	-	-	-	評価対象施設のうち、3年以内に評価受審した施設の割合
	19年度から23年度までの評価受審率（区立）	-	50.0%	94.7%	100.0%	100.0%	評価対象施設のうち、5年以内に評価受審した施設の割合
	評価受審率（民間立）	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	評価受審数 / 補助対象施設数

（問題点・課題）	<p>平成15年度より区立施設が先行して評価を受審してきたが、民間立施設においてはいまだに評価に対する抵抗感が強い。 評価費用（約40万円）が高額であるため、民間立の小規模事業所等では第三者評価の受審が遅れている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者制度が導入された施設の評価結果と、導入前の同施設の評価結果とを比べ、指定管理者制度導入によるサービス内容の変化を把握する。	指定管理者選定時の参考資料とする。
民間立施設の評価対象サービス（約230サービス）のうち、評価を行う必要性の高いサービスを精査する。	評価を効率的かつ計画的に進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会議決事項（要旨）	<p>平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について 平成15年2定 第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて 平成15年1定 第三者評価の早期実施について 平成14年4定 第三者評価の検討状況について</p>
------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	法人立特別養護老人ホーム誘致事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	森藤 庄司	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	法人立特別養護老人ホーム誘致事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20 年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	特別養護老人ホームの入所待機者の減少等を図るため、特別養護老人ホームを建設・運営する社会福祉法人を誘致し、その建設用地として区有地（旧荒川区リサイクルセンター用地）を貸し付け、区内で6ヶ所目となる特別養護老人ホームを整備する。				
対象者等	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、特別養護老人ホームの運営について一定の実績があり、また、施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されており、かつ、その後も継続的・安定的な事業の運営が見込まれるもの				
内容	<p>1 設置場所 住 所：荒川区南千住六丁目6 7 番 8 号（旧荒川区リサイクルセンター用地） 敷地面積：1,922.45㎡（準工業地域、特別工業地区、建ぺい率90%（角地緩和10%含む）、容積率300%</p> <p>2 施設内容（想定） 規 模：地上3階、地下1階建・延床面積約4,200㎡ 施設内容：ユニット型を基本に定員100名程度、ショートステイ10名程度</p> <p>3 選定経過 応募申込者（10月22日締切り）：19法人 応募者（11月21日締切り）：14法人（5法人辞退） 第一次審査：書類審査により上位5法人を選定 第二次審査：プレゼンテーション、ヒアリング及び現地視察により5法人の評定 第一次及び第二次審査結果を総合的に評価し、優先交渉権者候補者を選定</p> <p>4 優先交渉権者 法人名称：社会福祉法人 三幸福社会 所在地：東京都葛飾区青戸八丁目18番13号</p> <p>5 スケジュール（予定含む） ・平成20年 4月～ 8月 基本仕様等の調査 ・平成20年 8月～ 9月 借受者の募集要項策定 ・平成20年 9月～21年3月 借受者の募集・審査 ・平成21年 4月 借受者の決定 ・平成21～23年度 既存建物除却、設計、工事 ・平成23年度中 開設</p>				
経過	特別養護老人ホーム設置状況 ・区 立：グリーンハイム荒川（定員100名、ショート10名：元年4月）、サンハイム荒川（定員56名、ショート12名：7年2月）、花の木ハイム荒川（定員50名、ショート6名：11年4月） ・法人立：信愛のぞみの郷（定員62名、ショート4名：6年4月）、さくら館（定員80名、ショート8名：16年5月）				
必要性	平成21年5月末現在、特別養護老人ホーム入所待機者数は686名（うち要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設に入所している方が202名）となっており、この解消が喫緊の課題となっている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 基本仕様調査等については、委託で実施する。 平成21年度は建物を除却し、近隣住民に対する説明会を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	-	3,100	94,640	
決算額(21年度は見込み)						3,035	94,640	
人件費						3,303		
【事務分担量】(%)						39		
合計(+)	0	0	0	0	0	6,338	94,640	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	0	6,338	94,640	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	誘致施設数						1施設	1施設
	入所定員						100名	100名

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	報償費		選定委員会報償費等	1,014		
	職員旅費		選定委員会現地審査	93		
	特別旅費		選定委員会現地審査	118		
	食糧費		選定委員会食糧費	21		
	委託料		土壌等調査委託	1,785	草刈業務委託	200
	使用料及び賃借料		貸室使用料	5	貸室使用料	2
	工事請負費				建物除却等	94,438

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	特養入所待機者数(3月末現在)	184	191	201	200	200	要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設の入所者数

問題点・課題 (指標分析)	南千住六丁目に誘致を計画している施設1ヶ所(定員100名程度)だけでは、入所待機者を解消することが困難なため、この他の施設誘致も検討する必要がある。
	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
入所待機者の解消に向け、新たな建設用地の確保や施設誘致に取り組む。	入所待機者を解消することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	特別養護老人ホームの入所待機者の解消は喫緊の課題となっており、早急に取り組むべき事業である。

状況 (要質問)	18年決算特別委員会	新たな特別養護老人ホームの整備について
	19年第4回定例会	新たな特別養護老人ホームの整備について
	20年第1回定例会	新たな特別養護老人ホームの整備について

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム 建設費補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫																																																																								
		担当者名	町田 真由美	内線	2618																																																																								
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費（01-10-01）																																																																												
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業																																																																								
開始年度	昭和	平成	7年度と10年度	根拠 法令等	区外法人立特養建設助成の実施方法（1回目実施）、区外法人立特養整備費補助要綱（2回目実施）																																																																								
終期設定	有	無	27年度と29年度																																																																										
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																																																																								
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]																																																																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																																																											
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]																																																																											
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。																																																																												
対象者等	荒川区外に設置した優良な特別養護老人ホームへの荒川区民の入所について、区と書面で協定を締結した社会福祉法人																																																																												
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 （1回目実施）平成 7～27年度、6法人6施設30床...下記 （2回目実施）平成10～29年度、6法人6施設33床...下記																																																																												
経過	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第二徳寿園（浄栄会）</td> <td style="width: 10%;">5床</td> <td style="width: 15%;">補助総額/36,000,000</td> <td style="width: 15%;">床単価/7,200,000</td> <td style="width: 15%;">単年度額/</td> <td style="width: 10%;">900,000</td> </tr> <tr> <td>ひらお苑（平尾会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/20,920,000</td> <td>床単価/4,184,000</td> <td>単年度額/</td> <td>523,000</td> </tr> <tr> <td>日の出ホーム（芳洋会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/27,060,000</td> <td>床単価/5,412,000</td> <td>単年度額/</td> <td>676,500</td> </tr> <tr> <td>草花苑（渓流会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/33,555,000</td> <td>床単価/6,711,000</td> <td>単年度額/</td> <td>838,875</td> </tr> <tr> <td>杜の園（七日会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,500,000</td> <td>床単価/6,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>812,500</td> </tr> <tr> <td>みずほ園（常盤会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/32,425,000</td> <td>床単価/6,485,000</td> <td>単年度額/</td> <td>810,625</td> </tr> <tr> <td>すずうらホーム（清遊の家）</td> <td>3床</td> <td>補助総額/20,426,000</td> <td>床単価/6,808,737</td> <td>単年度額/</td> <td>1,021,000</td> </tr> <tr> <td>良友園（瑞仁会）</td> <td>8床</td> <td>補助総額/28,000,000</td> <td>床単価/3,500,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>神明園（亀鶴会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/28,500,000</td> <td>床単価/5,700,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,425,000</td> </tr> <tr> <td>福楽園（豊生会）</td> <td>7床</td> <td>補助総額/ 5,000,000</td> <td>床単価/5,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>越谷なごみの郷（エッセル会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/30,000,000</td> <td>床単価/6,000,000</td> <td>単年度額/</td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>愛全園（同胞互助会）</td> <td>5床</td> <td>補助総額/26,182,000</td> <td>床単価/5,236,536</td> <td>単年度額/</td> <td>1,309,000</td> </tr> </table>					第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	床単価/7,200,000	単年度額/	900,000	ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	床単価/4,184,000	単年度額/	523,000	日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	床単価/5,412,000	単年度額/	676,500	草花苑（渓流会）	5床	補助総額/33,555,000	床単価/6,711,000	単年度額/	838,875	杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	床単価/6,500,000	単年度額/	812,500	みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	床単価/6,485,000	単年度額/	810,625	すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	床単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000	良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	床単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000	神明園（亀鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	床単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000	福楽園（豊生会）	7床	補助総額/ 5,000,000	床単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000	越谷なごみの郷（エッセル会）	5床	補助総額/30,000,000	床単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000	愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	床単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000
第二徳寿園（浄栄会）	5床	補助総額/36,000,000	床単価/7,200,000	単年度額/	900,000																																																																								
ひらお苑（平尾会）	5床	補助総額/20,920,000	床単価/4,184,000	単年度額/	523,000																																																																								
日の出ホーム（芳洋会）	5床	補助総額/27,060,000	床単価/5,412,000	単年度額/	676,500																																																																								
草花苑（渓流会）	5床	補助総額/33,555,000	床単価/6,711,000	単年度額/	838,875																																																																								
杜の園（七日会）	5床	補助総額/32,500,000	床単価/6,500,000	単年度額/	812,500																																																																								
みずほ園（常盤会）	5床	補助総額/32,425,000	床単価/6,485,000	単年度額/	810,625																																																																								
すずうらホーム（清遊の家）	3床	補助総額/20,426,000	床単価/6,808,737	単年度額/	1,021,000																																																																								
良友園（瑞仁会）	8床	補助総額/28,000,000	床単価/3,500,000	単年度額/	1,400,000																																																																								
神明園（亀鶴会）	5床	補助総額/28,500,000	床単価/5,700,000	単年度額/	1,425,000																																																																								
福楽園（豊生会）	7床	補助総額/ 5,000,000	床単価/5,000,000	単年度額/	1,750,000																																																																								
越谷なごみの郷（エッセル会）	5床	補助総額/30,000,000	床単価/6,000,000	単年度額/	1,500,000																																																																								
愛全園（同胞互助会）	5床	補助総額/26,182,000	床単価/5,236,536	単年度額/	1,309,000																																																																								
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。																																																																												
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （1回目） 補助総額の半額を各事業年度（平成7・8年度）の事業の出来高に応じて補助し、残りの半額を平成8年度から20年間の分割により補助する。 （2回目以降） 補助総額を20年間の分割により補助する。																																																																												

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
	決算額（21年度は見込み）	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967
	人件費			517	598	598	678	
	【事務分担量】（%）			6	7	7	8	
	合計（+）	12,967	12,967	13,484	13,565	13,565	13,645	12,967
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	12,967	12,967	13,484	13,565	13,565	13,645	12,967
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	確保ベッド数（床）	63	63	63	63	63	63	63
	入所者数（延べ人数）	77	63	73	69	88	75	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562
	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用率（％）	109.5	139.7	119	-	130	入所者数/確保ベッド数

（問題点・課題分析）	介護保険制度が導入され、「ベッド買い」の有効性が問題となっている。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施区 3 区：港区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	既定方針により、補助を継続する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	森藤 庄司	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）			区立特別養護老人ホーム経営支援補助（01-11-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]					
目的	区立特別養護老人ホームは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。この様な状況下、法人立の特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設のため補助対象外となっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。						
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）						
内容	1 交付対象経費及び算定基準 （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を横引き） 基本分 3,275,000円（年額） 定員加算 @2,700×入所定員×12月 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12月 2 補助率 1/2 3 交付見込額 グリーンハイム荒川 3,257,000円 サンハイム荒川 9,084,000円 花の木ハイム荒川 8,987,000円						
経過	14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 19年度から 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営						
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。						

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予算額	-	-	-	-	-	21,330	21,330
	決算額(21年度は見込み)						21,328	21,328
	人件費						1,101	
	【事務分担量】(%)						13	
	合計(+)	0	0	0	0	0	22,429	21,328
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	0	0	22,429	21,328
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	補助対象施設数						3施設	3施設

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金			区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	21,328	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値(22年度)	
	補助施設	-	-	3	3	3	補助施設実績

（問題点・課題）	<p>本件補助については、一定の必要性から実施するものであるが、効率的な施設運営等を目的として利用料金制の指定管理者制度を導入しており、今後、介護報酬の見直し等の動向を踏まえ、適宜、事業内容を見直す必要がある。</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成21年4月に介護保険制度の改正が行われたことから、介護報酬の改定による施設運営の動向を踏まえ、事業内容の検討を行う。	適切な利用者サービスを図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	特別養護老人ホームは、介護報酬や従事職員の処遇など課題が多く、区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、積極的に支援していく必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム建設費助成		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫	
			担当者名	森藤 庄司	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	養護老人ホーム建設助成費（01-15-01）						
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱		
終期設定	有	無	32年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]					
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会						
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床 - 荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>〔施設概要〕（住所）荒川区南千住3-5-13（敷地面積）724.80㎡（述べ床面積）1704.52㎡（構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床（荒川区枠11床+地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p>〔補助金額〕（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円（補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>						
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>						
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>平成13年度 一時金 5,680千円（補助金総額33,000千円 - 年賦額総額27,320千円）+ 年賦金1,366千円（法人借入金136,600千円×2/10÷20年）= 7,046千円</p> <p>平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年= 25,954千円</p> <p>合計 33,000千円</p>						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
決算額（21年度は見込み）	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
人件費			517	598	598	678		
【事務分担当】（%）			6	7	7	8		
合計（+）	1,366	1,366	1,883	1,964	1,964	2,044	1,366	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,366	1,366	1,883	1,964	1,964	2,044	1,366	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
確保ベッド数（床）	17	17	17	17	17	17	17	
荒川区分措置者数（人）	18	17	17	17	17	17	-	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	平成13～32年度 借入額×按分率÷20 136600000×2/10÷20	1,366	平成13～32年度 借入額×按分率÷20 136600000×2/10÷20	1,366	平成13～32年度 借入額×按分率÷20 136600000×2/10÷20	1,366

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用率（％）	100	100	100	-	100	措置者数/確保ベッド数

（問題点・課題 指標分析）	<p>養護老人ホーム入所者の選定に際し、台東区との十分な協議が必要となる。</p>
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 区）</p> <p>台東区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	既定方針により、補助を継続する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行規則
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			

目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関すること 入所者の栄養管理に関すること 入所者の趣味・いきがい活動に関すること 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関すること
経過	平成元年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項のみ）。ショートステイを増床（8床 10床） 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住6-36-5（開設年月日）平成元年4月1日（敷地面積）2,328.49㎡（延床面積）3501.97㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）100人、ショート10人 〔施設内容〕居室(36室)、医務室、静養室、食堂、浴室（建設費等）総額22億8200万円（用地費：10億2300万円 設計費：2700万円 工事費：12億3200万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄(21年度予算額815千円)、建物設備定期点検(21年度予算額168千円)、利用者負担軽減(21年度予算額60千円)

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	80,233	4,175	1,078	32,030	18,849	19,343	14,732	
決算額（21年度は見込み）	80,232	3,545	961	24,847	18,236	14,275	14,732	
人件費			603	683	1,623	932		
【事務分担量】（%）			7	8	19	11		
合計（+）	80,232	3,545	1,564	25,530	19,859	15,207	14,732	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	80,232	3,545	1,564	25,530	19,859	15,207	14,732	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	入所定員 特養(人)	100	100	100	100	100	100	100
	ショート(人)	8	10	10	10	10	10	10
	ショート延べ利用日数(日)	3,509	4,220	4,282	4,859	4,716	4,765	-
	待機者数(人)	165	183	178	168	178	206	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
委託料	防災備蓄	815		815		815	
	利用者負担軽減措置	22		110		60	
	建物等定期点検	221		146		168	
	工事請負費	17,178		13,204		13,689	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用率（％）	98	98	98	-	100	平均入所者数/定員

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

議（要質旨）	14年一定 介護報酬による運営について
議（要質旨）	15年一定 特養ホームの優先入所基準について
議（要質旨）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について
議（要質旨）	15年四定 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について
議（要質旨）	16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームサンハイム荒川 管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6 年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例規則
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関する事 入所者の栄養管理に関する事 入所者の趣味・いきがい活動に関する事 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事				
経過	平成7年2月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上宮教会（平成14年4月から「上宮会」に名称変更）」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項の防災備蓄、療養音楽のみ）。特養ホーム増床（50床 52床） 18年度から特養ホーム増床（52床 56床） 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住3-14-7 （開設年月日）平成7年2月1日 （敷地面積）1,706.46㎡（延床面積）2,624.49㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（定員）56人、ショート12人（施設内容）居室(22室)、医務看護室、静養室、食堂、浴室（建設費等）総額45億1800万円（用地費：14億9200万円 設計費：8900万円 工事費：29億3700万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 上宮会 理事長村上 義次（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄(21年度予算額815千円)、建物設備定期点検(21年度予算額147千円)、利用者負担軽減（21年度予算額144千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	18,382	14,488	24,540	24,125	104,805	13,910	1,163	
決算額（21年度は見込み）	18,362	12,446	22,133	22,869	96,369	9,341	1,163	
人件費			776	854	1,623	932		
【事務分担量】（%）			9	10	19	11		
合計（+）	18,362	12,446	22,909	23,723	97,992	10,273	1,163	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	18,362	12,446	22,909	23,723	97,992	10,273	1,163	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
入所定員 特養(人)	50	52	52	56	56	56	56	
ショート(人)	12	12	12	12	12	12	12	
ショート延べ利用日数(日)	4,504	4,759	4,704	4,642	4,556	4,511	-	
待機者数(人)	73	91	71	62	66	63	-	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	防災備蓄		0	防災備蓄	144
利用者負担軽減措置			0	利用者負担軽減措置	135	利用者負担軽減措置	180
建物等定期点検			294	建物設備定期点検	147	建物設備定期点検	168
工事請負費	空調機改修工事		87,150	2・3階ナースール改修	8,915		
	厨房ダクト改修		8,925				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用率（％）	96	95	95	-	100	平均入所者数/定員

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに入所者に対するサービスの向上を図る。

議（要旨）	14年一定 介護報酬による運営について
状	15年一定 特養ホームの優先入所基準について
問	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について
状	15年四定 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について
状	16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川管 理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 高齢者福祉施設費・営繕費（01-16-02）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人 ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行 規則
終期設定	有 無		年度	計画区分	計画 非計画
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する者 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関する事 入所者の栄養管理に関する事 入所者の趣味・いきがい活動に関する事 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事				
経過	平成11年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項の防災備蓄、療養音楽のみ）。ショートステイ増床 4床 6床 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）荒川5-47-2（開設年月日）平成11年4月1日（敷地面積）1,585.65㎡（延床面積）2,970.05㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）50人、ショート6人 （施設内容）居室(24室)、食堂、浴室、活動コーナー、多目的ホール（建設費等）総額31億8200万円（用地費：7億6800万円 設計費：7400万円 工事費：23億4000万円） 〔指定管理者〕社会福祉法人 上智社会事業団 理事長渡邊とし子（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕防災備蓄(21年度予算額815千円)、建物設備定期点検(21年度予算額168千円)、利用者負担軽減(21年度予算額90千円)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	29,333	1,946	1,990	815	1,266	2,791	1,073	
決算額（21年度は見込み）	29,333	1,945	1,873	815	365	2,349	1,073	
人件費			603	683	1,537	932		
【事務分担量】（%）			7	8	18	11		
合計（+）	29,333	1,945	2,476	1,498	1,902	3,281	1,073	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	29,333	1,945	2,476	1,498	1,902	3,281	1,073	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	入所定員 特養(人)	50	50	50	50	50	50	50
	ショート(人)	4	6	6	6	6	6	6
	ショート延べ利用日数(日)	1,405	1,818	1,821	1,710	1,931	1,936	-
	待機者数(人)	122	124	116	105	120	114	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	防災備蓄	122	防災備蓄	815	防災備蓄	815
	利用者負担軽減措置	54	利用者負担軽減措置	32	利用者負担軽減措置	90	
	建物等定期点検	189	建物設備定期点検	84	建物設備定期点検	168	
工事請負費			残留塩素監視装置増設	1,418			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	利用率（％）	98	96	96	-	100	平均入所者数/入所定員

（問題点・課題分析）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

議（要旨）	14年一定 介護報酬による運営について
	15年一定 特養ホームの優先入所基準について
	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について
	15年四定 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について
	16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、12月29日実施 午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 (定員)通所介護(介護予防通所介護を含む)：1日40人(6～8h)				
経過	平成元年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護者教室）のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業を区依頼事項とした。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 〔施設概要〕(住所)南千住6-36-5 (開設年月日)平成元年4月1日 (敷地面積)2,328.49㎡ (延床面積)696.53㎡ (施設構造)鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建 (定員)通所介護(介護予防通所介護含む)40人 (施設内容)日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明 (指定管理期間)平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室(21年度予算額180千円)、地域交流事業(21年度予算額50千円)、利用者負担軽減措置(21年度予算額40千円)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	13,256	3,829	90	87	123	266	270	
決算額(21年度は見込み)	13,256	3,396	90	87	55	242	270	
人件費			1,379	939	1,196	932		
【事務分担量】(%)			16	11	14	11		
合計(+)	13,256	3,396	1,469	1,026	1,251	1,174	270	
国(特定財源)			23	23	22	73	73	
都(特定財源)			12	12	11	37	37	
その他(特定財源)			20	20	22	70	70	
一般財源	13,256	3,396	1,414	971	1,196	994	90	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	デイ延べ利用人員(一般)(人)	8,618	9,521	10,321	10,503	9,514	10,420	-
	デイ実利用人員(一般)(人)	1,199	1,257	1,327	1,291	1,105	1,268	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	家族介護者教室	55	家族介護者教室	180	家族介護者教室
生きがい活動支援通所	0		地域交流事業	50	地域交流事業	50	
利用者負担軽減措置	0		利用者負担軽減措置	12	利用者負担軽減措置	40	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況(人)	10,503	9,514	10,420	-	10,450	延べ利用人員
	稼働率(%)	85.3	77.6	84.6	-	85	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は12320人[40人×308日(365-52-5)]、閏年は12360人

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実施状況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区)</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

状況(要旨)	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>15年三定 利用者の実費負担について</p> <p>15年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について</p> <p>16年一定 特養ホーム等の無料貸付について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図る。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちなる者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）				
経過	平成3年2月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。 20年度に「聖風会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【施設概要】（住所）西日暮里5-36-1 （開設年月日）平成3年2月1日 （敷地面積）248.69㎡ （延床面積）679.24㎡ 【施設構造】鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建 （定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人 （施設内容） 日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、談話室 【指定管理者】社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明 （指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 【区依頼事項】家族介護者教室（21年度予算額180千円）、地域交流事業（21年度予算額50千円）、防災備蓄（21年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（21年度予算額40千円）、談話室運営（21年度予算額2365千円）、建物設備定期点検（21年度予算額105千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	18,189	12,962	3,192	2,752	2,854	16,609	2,790	
決算額（21年度は見込み）	17,916	8,638	2,830	2,432	2,621	13,508	2,790	
人件費			1,638	1,196	1,110	1,609		
【事務分担当量】（%）			19	14	13	19		
合計（+）	17,916	8,638	4,468	3,628	3,731	15,117	2,790	
国（特定財源）			55	62	89	68	73	
都（特定財源）			23	31	45	35	37	
その他（特定財源）			73	58	86	66	70	
一般財源	17,916	8,638	4,317	3,477	3,511	14,948	2,610	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	デイ延べ利用人員(人)	8,762	9,493	10,323	9,387	9,240	9,553	-
	デイ実利用人員(人)	1,220	1,319	1,339	1,254	1,072	748	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	家族介護者教室	220	家族介護者教室	169	家族介護者教室
生きがい活動支援通所	0		地域交流事業	28	地域交流事業	50	
利用者負担軽減措置	28		利用者負担軽減措置	20	利用者負担軽減措置	40	
談話室運営	2,227		談話室運営	2,444	談話室運営	2,365	
建物等定期点検	146		建物設備定期点検	79	建物設備定期点検	105	
工事請負費			防災備蓄	27	防災備蓄	50	
			4階トイレ等改修	5,407			
			屋上防水等改修	5,334			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
	利用状況(人)	9,387	9,240	9,553	-	10,340	延べ利用人員
	稼働率(%)	80.1	78.6	81.5	-	84	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は11720人〔40人×293日(365-52-14-6)〕、閏年は11760人

（問題点・課題分析）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
	他区の実況 （実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
--------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	町屋在宅高齢者通所サービスセンター管 理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営繕費（01-16-02） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	4年度	根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所 サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所 サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者 及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者 等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により 家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、12月29日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）				
経過	平成5年3月23日開設、事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当 と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養 ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項と見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。 20年度に「聖風会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実 施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施 方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）町屋7-2-15（開設年月日）平成5年3月23日（敷地面積）580.46㎡（延床面積）912.17㎡ （施設構造）鉄骨鉄筋コンクリート、地上8階・地下1階建（町屋七丁目住宅併設）（定員）通所介護（介護予防通所介 護含む）40人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、多目的ホール 〔指定管理者〕社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（21年度予算額180千円）、地域交流事業（21年度予算額50千円）、防災備蓄（21年度予算額 50千円）、利用者負担軽減措置（21年度予算額90千円）、多目的ホール運営（21年度予算額2,704千円）、建物設備定期 点検（21年度予算額126千円）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	15,264	8,948	3,522	3,131	3,429	5,711	24,420	
決算額（21年度は見込み）	15,261	8,206	3,405	3,131	3,375	4,658	24,420	
人件費			1,638	1,196	1,196	1,609		
【事務分担量】（%）			19	14	14	19		
合計（+）	15,261	8,206	5,043	4,327	4,571	6,267	24,420	
国（特定財源）				89	134	73	73	
都（特定財源）				45	67	37	37	
その他（特定財源）				86	129	70	70	
一般財源	15,261	8,206	5,043	4,107	4,241	6,087	24,240	
実績 の 推 移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	デイ延べ利用人員(人)	8,065	9,345	10,512	9,321	9,457	10,513	-
	デイ実利用人員(人)	1,238	1,328	1,342	1,240	1,315	1,299	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	家族介護者教室	330	家族介護者教室	180	家族介護者教室	180	
	生きがい活動支援通所	32	地域交流事業	50	地域交流事業	50	
	利用者負担軽減措置	432	利用者負担軽減措置	41	利用者負担軽減措置	90	
	多目的ホール運営	2,402	多目的ホール運営	2,138	多目的ホール運営	2,704	
	建物等定期点検	179	建物設備定期点検	120	建物設備定期点検	126	
			防災備蓄	50	防災備蓄	50	
工事請負費		浴室給湯管改修	2,079	外壁改修工事	21,220		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況	9,321	9,457	10,513	-	10,700	延べ利用人員
	稼働率（％）	75.9	76.8	85.6	-	87	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は12280人〔40人×307日（365-52-6）〕、閏年は12320人

（問題点・課題分析）	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているので、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議（要質問）	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営繕費（01-16-02） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業	（ 21年度 20年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6 年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）、認知症（介護予防認知症を含む）：1日10人（6～8h）				
経過	平成6年11月1日事業開始時から社会福祉法人「東京都福祉事業協会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された者については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。また、認知性高齢者対策事業費（認知症デイ）を統合した。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「東京都福祉事業協会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度は新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。 20年度に「東京都福祉事業協会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）東日暮里3-8-16（開設年月日）平成6年11月1日（敷地面積）1,010.54㎡（延床面積）1,124.87㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（東日暮里三丁目ひろば館併設）（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者デイルーム 〔指定管理者〕社会福祉法人 東京都福祉事業協会 理事長福山 嘉照（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（21年度予算額180千円）、地域交流事業（21年度予算額50千円）、防災備蓄（21年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（21年度予算額70千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	11,595	4,155	828	706	671	20,956	371	
決算額（21年度は見込み）	346	1,075	704	706	671	17,520	371	
人件費			1,638	1,196	1,196	1,609		
【事務分担当】（%）			19	14	14	19		
合計（+）	346	1,075	2,342	1,902	1,867	19,129	371	
国（特定財源）				90	134	73	73	
都（特定財源）				67	67	36	36	
その他（特定財源）				173	129	71	71	
一般財源	346	1,075	2,342	1,572	1,537	18,949	191	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	延べ利用人員（一般）（人）	7,814	8,251	8,758	8,402	7,904	8,872	-
	延べ利用人員（認知症）（人）	2,007	1,809	2,197	2,803	2,866	2,916	-
	実利用人員（一般）（人）	1,237	1,224	1,171	1,133	962	1,043	-
	延べ利用人員（認知症）（人）	211	201	246	278	254	271	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護者教室		330	家族介護者教室	180	家族介護者教室
生きがい活動支援通所			32	地域交流事業	50	地域交流事業	50
利用者負担軽減措置			288	利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	70
電波障害対策保守			21	防災備蓄	50	防災備蓄	50
工事請負費				電波障害対策保守	21	電波障害対策保守	21
				浴室・脱衣室改修	9,060		
備品購入費				非常照明器具改修	1,985		
				浴槽等購入	6,174		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況(人)	11,205	10,770	11,788	-	12,000	延べ利用人員
	稼働率(人)	76.5	73.5	80.5	-	82	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は14650人〔50人×293日(365-52-14-6)〕、閏年は14700人

(問題点・課題) 指標分析	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区) 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議(要旨)状況	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について</p>
---------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター 管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営繕費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時(18年度までは月～金曜日実施) 日常生活上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 (定員)通所介護(介護予防通所介護を含む)：1日35人(6～8h)、認知症(介護予防認知症を含む)：1日10人(6～8h)				
経過	平成6年12月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された者については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。また認知性高齢者対策事業費(認知症デイ)を統合した。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。 20年度に「荒川区社会福祉協議会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 〔施設概要〕(住所)荒川1-34-6(開設年月日)平成6年12月1日(敷地面積)777.68㎡(延床面積)1,061.38㎡(施設構造)鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建(老人福祉センター併設)(定員)通所介護(介護予防通所介護含む)35人 認知症通所介護(介護予防認知症通所介護含む)10人(施設内容)日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者テイルーム 〔指定管理者〕社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 会長三嶋 重信(指定管理期間)平成21年度～25年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室(21年度予算額180千円)、地域交流事業(21年度予算額50千円)、利用者負担軽減措置(21年度予算額100千円)、建物設備定期点検(21年度予算額84千円)、防災備蓄(21年度予算額50千円)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	13,249	5,731	767	681	878	1,860	485	
決算額(21年度は見込み)	4,595	3,584	522	202	256	1,165	485	
人件費			1,638	1,196	1,110	1,609		
【事務分担量】(%)			19	14	13	19		
合計(+)	4,595	3,584	2,160	1,398	1,366	2,774	485	
国(特定財源)				3	5	48	73	
都(特定財源)				2	2	25	36	
その他(特定財源)				2	4	46	71	
一般財源	4,595	3,584	2,160	1,391	1,355	2,655	305	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	予延べ利用人員(一般)(人)	5,022	4,729	4,863	4,430	5,141	6,803	-
	予延べ利用人員(認知症)(人)	1,924	1,786	1,358	1,203	1,458	1,337	-
	予実利用人員(一般)(人)	648	638	641	615	622	801	-
	予実利用人員(認知症)(人)	178	175	148	132	156	145	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	家族介護者教室	11	家族介護者教室	119	家族介護者教室
生きがい活動支援通所	0		地域交流事業	25	地域交流事業	50	
利用者負担軽減措置	77		利用者負担軽減措置	82	利用者負担軽減措置	100	
建物等定期点検	168		建物設備定期点検	84	建物設備定期点検	105	
工事請負費			防災備蓄	50	防災備蓄	50	
			非常照明器具改修	805			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	利用状況（人）	5,633	6,599	8,140	-	8350	延べ利用人員
	稼働率（％）	51.9	50.9	61.7	-	63	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は13185人[45人×293日（365-52-14-6）]、閏年は13230人（18年度までは月～金曜日の利用日）

問題点・課題 （指標分析）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への 取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議 会 要 旨	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
------------------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日35人（6～8h）、認知症（介護予防認知症を含む）：1日10人（6～8h）				
経過	平成7年2月1日事業開始時から社会福祉法人「上宮教会（平成14年4月より「上宮会」に名称変更）」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業が区依頼事項となった。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）南千住3-14-7（開設年月日）平成7年2月1日（敷地面積）1,706.46㎡（延床面積）935.52㎡ （施設構造）鉄筋コンクリート、地上3階・地下1階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）35人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室、認知症高齢者デイルーム、相談室 〔指定管理者〕社会福祉法人 上宮会 理事長村上 義次（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（21年度予算額180千円）、地域交流事業（21年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（21年度予算額30千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	15,755	4,027	125	118	123	266	260	
決算額（21年度は見込み）	15,755	1,872	0	0	28	55	260	
人件費			1,379	939	1,196	1,101		
【事務分担量】（%）			16	11	14	13		
合計（+）	15,755	1,872	1,379	939	1,224	1,156	260	
国（特定財源）					11	15	73	
都（特定財源）					6	8	36	
その他（特定財源）					11	15	71	
一般財源	15,755	1,872	1,379	939	1,196	1,118	80	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
デイ延べ利用人員（一般）（人）	6,953	8,548	9,007	8,375	7,739	8,148	-	
デイ延べ利用人員（認知症）（人）	1,451	1,546	1,689	1,608	1,212	1,295	-	
デイ実利用人員（一般）（人）	965	1,118	1,069	1,114	965	1,016	-	
デイ実利用人員（認知症）（人）	196	213	198	184	137	137	-	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	家族介護教室	28	家族介護教室	38	家族介護教室	180	
	生きがい活動支援通所	0	地域交流事業	0	地域交流事業	50	
	利用者負担軽減措置	0	利用者負担軽減措置	17	利用者負担軽減措置	30	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況(人)	9,983	8,951	9,443	-	10,900	延べ利用人員
	稼働率(%)	72.3	64.6	68.4	-	88	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は13815人〔45人×307日(365-52-6)〕、閏年は13860人

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について</p> <p>15年三定 利用者の実費負担について</p> <p>15年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について</p> <p>16年一定 特養ホーム等の無料貸付について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営業費（01-16-02） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	7年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時（18年度までは月～金曜日実施） 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日35人（6～8h）、認知症（介護予防認知症を含む）：1日10人（6～8h）				
経過	平成7年4月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。 20年度に「荒川区社会福祉協議会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【施設概要】（住所）西尾久6-17-3（開設年月日）平成7年4月1日（敷地面積）1,489.14㎡（延床面積）1,072.23㎡ （施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（あらかじめ希望の家併設）（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）35人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）10人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 【指定管理者】社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 会長三嶋 重信（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 【区依頼事項】家族介護者教室（21年度予算額180千円）、地域交流事業（21年度予算額50千円）、防災備蓄（21年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（21年度予算額20千円）、建物設備定期点検（21年度予算額53千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	15,674	5,356	4,866	516	597	1,924	531	
決算額（21年度は見込み）	4,711	1,929	2,443	174	275	1,296	531	
人件費			1,810	1,366	1,110	1,609		
【事務分担当量】（%）			21	16	13	19		
合計（+）	4,711	1,929	4,253	1,540	1,385	2,905	531	
国（特定財源）					18	44	73	
都（特定財源）					9	22	36	
その他（特定財源）					18	42	71	
一般財源	4,711	1,929	4,253	1,540	1,340	2,797	351	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	延べ利用人員（一般）（人）	6,411	6,055	6,603	6,056	6,916	8,234	-
	延べ利用人員（認知症）（人）	1,141	944	1,080	1,398	1,366	1,434	-
	実利用人員（一般）（人）	806	799	831	1,254	838	935	-
	実利用人員（認知症）（人）	144	122	149	166	138	164	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	家族介護者教室	45	家族介護者教室	108	家族介護者教室
生きがい活動支援通所	0		地域交流事業	18	地域交流事業	50	
利用者負担軽減措置	0		利用者負担軽減措置	12	利用者負担軽減措置	20	
電波障害対策保守	149		電波障害対策保守	156	電波障害対策保守	178	
建物等定期点検	81		建物設備定期点検	41	建物設備定期点検	53	
工事請負費			防災備蓄	50	防災備蓄	50	
			非常照明器具改修	911			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値（22年度）	
標	利用状況（人）	7,454	8,282	9,668	-	9800	延べ利用人員
	稼働率（％）	68.7	63.9	73.3	-	74	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は13185人〔45人×293日（365-52-14-6）、閏年は13230人〕（18年度までは月～金曜日の利用日）

（問題点・課題） 指標分析	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

（要旨） 議会議決状況	15年一定	委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について
	15年三定	利用者の実費負担について

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01）、営繕費（01-16-02） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日・祝日実施、午前9時～午後5時（土曜日は認知症対応のみ） 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日40人（6～8h）、認知症（介護予防認知症を含む）：1日12人（6～8h）				
経過	平成11年4月1日事業開始時から社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業が区依頼事項となった。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 〔施設概要〕（住所）荒川5-47-2（開設年月日）平成11年4月1日（敷地面積）1,585.65㎡（延床面積）870.42㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、地上4階・地下1階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）40人 認知症通所介護（介護予防認知症通所介護含む）12人（施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、相談室、浴室、認知症高齢者デイルーム 〔指定管理者〕社会福祉法人 上智社会事業団 理事長渡邊 とし子（指定管理期間）平成19年度～23年度の5年間 〔区依頼事項〕家族介護者教室（21年度予算額180千円）、地域交流事業（21年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（21年度予算額50千円）、多目的ホール運営費（21年度予算額3,635千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	17,050	6,988	3,924	3,702	3,739	5,627	3,979	
決算額（21年度は見込み）	4,623	6,555	3,924	3,702	3,298	3,308	3,979	
人件費			1,379	939	1,196	1,101		
【事務分担当量】（%）			16	11	14	13		
合計（+）	4,623	6,555	5,303	4,641	4,494	4,409	3,979	
国（特定財源）			134	134	20	0	73	
都（特定財源）			67	67	10	0	36	
その他（特定財源）			129	129	19	0	71	
一般財源	4,623	6,555	4,973	4,311	4,445	4,409	3,799	
実績の推移	事項名							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
イ延べ利用人員（一般）（人）	7,930	7,337	7,733	6,758	6,184	6,355	-	
イ延べ利用人員（認知症）（人）	1,834	1,690	2,085	1,688	1,808	2,386	-	
イ実利用人員（一般）（人）	1,165	1,057	1,009	976	746	825	-	
イ実利用人員（認知症）（人）	223	235	248	217	218	230	-	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	家族介護者教室	49	0	家族介護者教室	0	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所	0	46	地域交流事業	46	地域交流事業	50
	多目的ホール運営費	3,148	3,185	多目的ホール運営費	3,185	多目的ホール運営費	3,635
	利用者負担軽減措置	37	13	利用者負担軽減措置	13	利用者負担軽減措置	50
	電波障害対策保守	64	64	電波障害対策保守	64	電波障害対策保守	64

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況(人)	8,446	7,992	8,741	-	9,900	延べ利用人員
	稼働率(%)	63.7	60.0	65.9	-	80	延べ利用人員/延べ定員 *延べ定員は13260人〔52人×255日(365-52-6)〕、閏年は13312人

(問題点・課題分析)	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への 取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実施状況	<p>(実施 20 区 未実施 2 区) 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

状況(要旨)	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について 15年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について 16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・事業費（01-16-01） 家族介護支援事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する者（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた者のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな者				
内容	月～土曜日実施、午前9時～午後5時 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 利用者の健康管理に関する事 趣味・いきがい活動に関する事 入浴サービス、送迎サービスの提供に関する事 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事 （定員）通所介護（介護予防通所介護を含む）：1日30人（6～8h）				
経過	平成12年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された者）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。 区依頼事項を見直し、20年度から新たに地域交流事業、防災備蓄を区依頼事項とした。 20年度に「聖風会」が25年度まで指定管理者として選定される。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【施設概要】（住所）南千住4-9-6（開設年月日）平成12年4月1日（敷地面積）1,167.78㎡（延床面積）948.33㎡（施設構造）鉄筋コンクリート、2階建（定員）通所介護（介護予防通所介護含む）30人 （施設内容）日常動作訓練室、機能訓練室、食堂、浴室 【指定管理者】社会福祉法人 聖風会 理事長近藤 明（指定管理期間）平成21年度～25年度の5年間 【区依頼事項】家族介護者教室（21年度予算額180千円）、地域交流事業（21年度予算額50千円）、防災備蓄（21年度予算額50千円）、利用者負担軽減措置（21年度予算額40千円）、建物設備定期点検（21年度予算額105千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	13,757	4,597	1,250	1,092	1,288	1,169	1,014	
決算額（21年度は見込み）	13,609	4,016	986	531	613	731	1,014	
人件費			1,638	1,196	1,186	1,609		
【事務分担量】（%）			19	14	14	19		
合計（+）	13,609	4,016	2,624	1,727	1,799	2,340	1,014	
国（特定財源）			21	24	1	36	72	
都（特定財源）			11	17	1	18	36	
その他（特定財源）			27	18	1	35	72	
一般財源	13,609	4,016	2,565	1,668	1,796	2,251	834	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	デイ延べ利用人員（一般）（人）	5,459	6,061	7,190	6,603	6,518	6,848	-
	デイ実利用人員（一般）（人）	829	882	941	881	798	898	-

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
委託料	家族介護者教室		3	家族介護者教室	90	家族介護者教室	180
	生きがい活動支援通所		0	地域交流事業	33	地域交流事業	50
	利用者負担軽減措置		15	利用者負担軽減措置	30	利用者負担軽減措置	40
	建物等定期点検		146	建物設備定期点検	79	建物設備定期点検	105
					防災備蓄	50	防災備蓄
負担金補助及び交付金	防災センター一部負担金		449	防災センター一部負担金	449	防災センター一部負担金	589

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況（人）	6,603	6,518	6,848	-	7400	延べ利用人員
	稼働率（％）	75.1	73.9	77.9	-	60	延べ利用人員/延べ定員 * 延べ定員は8790人[30人×293日 (365-52-14-6)]、閏年は8820人

（問題点・課題分析）	<p>区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議（要旨）	<p>15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について</p>
-------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者福祉施設費・貸付金（01-16-03）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金要綱
終期設定	有 無		年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。このため、利用者サービスの維持・向上を図るため、区立特別養護老人ホーム等の運営等に要する経費の一部を貸し付けることにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。				
対象者等	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者（社会福祉法人）				
内容	1 貸付額（平成21年度 計112,180千円） 特別養護老人ホーム：グリーンハイム荒川（59,000千円） 在宅高齢者通所サービスセンター：グリーンハイム荒川SC（8,000千円）、南千住中部SC（6,790千円）、町屋SC（10,700千円）、西日暮里SC（8,690千円）、荒川東部SC（10,000千円）、西尾久西部SC（9,000千円） 2 貸付期間 4月1日から翌年3月31日までの1年間 3 貸付利率 無利子とする。				
経過	15年4月に、区委託料による運営から介護保険収入による運営に切り替えた際、法人に介護保険収入が入金される2か月間の資金繰りのために、本来区の歳入とすべき15年2月、3月分の介護保険収入を「預り金」として、法人に貸し付けた。 18年度外部監査において、このことについて「貸付実施及び無金利の是非の検討が必要である。」旨指摘された。 外部監査の指摘を踏まえ、「預り金」については19年度末に廃止し、区の歳入として受入れ、20年度から貸付金として実施した。				
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっているため、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 貸付所要額を調査し、その後貸付申請書の提出を受け、決定し、貸付を実施する。 年度末に、一括して返済を受ける。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	-	-	-	213,000	213,000	
決算額（21年度は見込み）						98,180	112,180	
人件費						762		
【事務分担量】（%）						9		
合計（+）	0	0	0	0	0	98,942	112,180	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	98,942	112,180	
実績の推移								
	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	貸付実施施設数	-	-	-	-	-	6施設	7施設

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金				高齢者福祉施設貸付金	98,180	高齢者福祉施設貸付金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
貸付施設数（件）		-	-	6	7	4	

（問題点・課題分析）	貸付金については、「預り金」制度廃止の代替措置として実施するものであり、今後の介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営にどのような影響を与えるのかを踏まえ、制度の継続の必要性を検討する必要がある。
他区の実況	（ 実施 0 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険法の改正（介護報酬の見直し）等が施設運営にどのような影響を与えるのかを踏まえ、制度の継続の必要性を検討する。	安定的な施設運営及び利用者サービスの維持・向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	施設の安定的な運営を図るために、支援を行う必要がある。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	安達 和之	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	地域密着型サービス拠点等整備費補助事業費（01-17-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	第4期荒川区高齢者プランに基づき、事業者が地域密着型サービス拠点等を整備するにあたり、経費の一部を補助することにより、居宅サービスの充実と高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	荒川区の整備計画に定める日常生活圏域単位で新たに整備が必要と認められる地域密着型サービス拠点等施設を整備しようとする事業者				
内容	<p>認知症や独居者の増加等が予想されることを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても出来る限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結する新たなサービス類型である「地域密着型サービス」の整備補助を行う。補助対象は、以下の施設の建設費又は改修費、備品費等であって、第4期荒川区介護保険事業計画に適合したものとする。また、平成23年度末をもって廃止される予定の介護療養病床を有する医療機関の療養病床の転換を支援するため、改修等に要する経費の一部を助成する。</p> <p>夜間対応型訪問介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備支援事業（平成19年度～21年度） 介護療養病床転換整備事業（平成21年度～平成23年度）</p> <p>補助金の財源は、区への間接補助である国の「地域介護・福祉空間整備等交付金」と都の「認知症グループホーム整備補助金」である。</p>				
経過	平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設 平成18年9月 補助金交付要綱制定 平成20年6月 補助金交付要綱一部改正				
必要性	計画期間（21～23年度）内での整備目標数達成に向けて、補助金を活用して参入を促進する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 事業者と事業を進めるための事前協議 「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 交付決定 事業者への補助実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額				35,000	70,000	63,800	205,700	
決算額（21年度は見込み）				35,000	3,520	54,400	205,700	
人件費				3,416	3,416	2,626		
【事務分担量】（%）				40	40	31		
合計（ + ）	0	0	0	38,416	6,936	57,026	205,700	
国（特定財源）				35,000		10,000	62,000	
都（特定財源）					1,760	42,200	131,850	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	3,416	5,176	4,826	11,850	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	夜間対応型訪問介護 補助金交付（件）				1	0	0	0
	認知症対応型通所介護補助金交付（件）				0	0	1	2
	小規模多機能型居宅介護補助金交付（件）				1	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護補助金交付（件）				0	0	1	3
	認知症グループホーム防火対策緊急整備（件）				0	1	1	6

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成21年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助 及び交付金	認知症グループホーム防火対策整備	3,520	認知症グループホーム整備	40,000	認知症グループホーム整備
			認知症対応型通所介護整備	10,000	認知症対応型通所介護整備	20,000	
			認知症グループホーム防火対策整備	4,400	認知症グループホーム防火対策整備	23,700	
					介護療養病床転換整備	42,000	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	夜間対応型訪問介護（件）	1					目標値...第4期高齢者プラン (20年度以前は第3期プラン)
	(介護予防)認知症対応型通所介護（件）	1		1	2	3	目標値...第4期高齢者プラン (20年度以前は第3期プラン)
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護（件）	1	1				目標値...第4期高齢者プラン (20年度以前は第3期プラン)
	(介護予防)認知症対応型共同生活介護（ユニット）	1	1		4	2	目標値...第4期高齢者プラン (20年度以前は第3期プラン)

(問題点・課題)	<p>日常生活圏域ごとの地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備量などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。</p> <p>地域密着型サービス事業所は小規模であるために高コスト、非効率なサービス提供となりやすいことが懸念される。このため、各事業者間の連絡調整を密にして効率的な事業展開を支援していく必要がある。</p> <p>本事業にかかる国及び都の補助制度の新設・改正に留意し、改正内容や対象事業所の把握、区の執行の可否等を速やかに判断する。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
計画規模の整備を進め、適正な補助事業を実施していく。また、指定にあたっては介護保険運営協議会の意見を聴取し、地域のニーズを十分に反映させる。	各日常生活圏域ごとに必要なサービス提供基盤が整備される。
計画規模の達成状況等を勘案した上で補助事業のあり方等について検討する。	より効果的な補助事業を実施することにより、地域密着型サービス事業者の参入を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	地域密着型サービス拠点の整備を進める必要がある。

議会議決要旨	<p>H18.3定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について</p> <p>H21.2定 地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護の拡充について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	小川 初枝	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	老人福祉法20条の8・介護保険法117条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に今後、区が取り組む高齢者施策を体系的に計画する。				
対象者等	65歳以上の高齢者 高齢者生活状況調査対象者 ・一般高齢者（要支援・要介護者を除く） 4,000人 要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載				
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」を、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が3年に1度改定することとなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 平成20年度は、計画の対象期間が平成21年度から23年度までの第4期荒川区高齢者プランを策定した。				
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）			
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）		
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）		
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	3,175	-	-	3,020	-	
決算額			2,195			2,923		
人件費			4,310			2,965		
【事務分担量】（%）			50			35		
合計（+）	0	0	6,505	0	0	5,888	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	6,505	0	0	5,888	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費				調査用消耗品	18	
委託料				高齢者生活状況調査委託	2,905		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
送付数		-	-	4,000	-		
回答数		-	-	2,556	-		
回答率		-	-	63.9%	-		

（問題点・課題 指標分析）	<p>区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>						
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）						

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
第4期荒川区高齢者保健福祉計画の進捗状況、進行管理等を徹底する。	第4期計画の適正な執行を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	休止・完了	20年度に第4期（21～23年度）の計画を策定した（計画策定は3年に1度）

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	介護保険事業計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	小川 初枝	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	介護保険事業計画策定事務費				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	10年度	根拠法令等	介護保険法第117条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に、介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする区市町村事業計画を策定する。				
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者 要介護等高齢者実態調査対象者 ・要介護・要支援認定を受けた65歳以上の高齢者 3,000人 介護サービス事業者調査 ・区内及び近隣の介護保険サービス提供事業者 300事業所程度 一般高齢者に対する調査は高齢者保健福祉計画策定事業費に記載				
内容	介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。 平成20年度は平成21年度から23年度までの3か年を計画期間とする第4期介護保険事業計画を策定した。 介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定める。 3年ごとに65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。				
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）			
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）		
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）		
必要性	介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
予算額	-	-	3,175	-	-	3,170	-	
決算額			2,195			3,156		
人件費			4,310			2,965		
【事務分担量】（%）			50			35		
合計（+）	0	0	6,505	0	0	6,121	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	6,505	0	0	6,121	0	
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費				調査用消耗品	6	
委託料				高齢者生活状況調査委託	3,150		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	送付数	-	-	3000 299	-		上段：要介護高齢者 下段：事業者
	回答数	-	-	1940 243	-		上段：要介護高齢者 下段：事業者
	回答率	-	-	64.7% 81.3%	-		上段：要介護高齢者 下段：事業者

（問題点・課題 指標分析）	<p>被保険者としての区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 他自治体の介護保険事業計画との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する必要がある。 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 策定した計画に基づき、介護サービスの基盤を着実に整備していく必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
第4期荒川区介護保険事業計画の進捗状況、進行管理等を徹底する。	第4期計画の適正な執行を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	休止・完了	20年度に第4期（21～23年度）の計画を策定した（計画策定は3年に1度）

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成21年度）

No1

事務事業名	生活安定化総合対策事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	黒川 重夫												
		担当者名	高橋 温子	内線	2614												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	生活安定応援事業（15-18-01）																
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業													
開始年度	昭和 平成	20年度	根拠	生活安定応援事業実施要綱（東京都）、東京都就職チャレンジ支援事業実施要綱（東京都）、生活サポート特別貸付事業実施要綱（東京都）、チャレンジ支援貸付事業実施要綱（東京都）													
終期設定	有 無	22年度	法令等														
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画												
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]															
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]															
	施策	低所得者の自立支援[02-10]															
目的	東京都が実施する「生活安定化総合対策事業」の一環として、区が東京都から委託を受け、低所得者の生活相談等を行う相談窓口を整備し、生活相談、就業支援、その他関係施策の紹介を行うなどきめ細かな支援を行い、もって低所得者の安定した生活の確保を図る。																
対象者等	<p>世帯の生計中心者で次のすべての要件を満たす者。 次のアまたはイの収入基準を満たしていること ア単身世帯は、課税所得年額50万円以下、扶養者がある世帯は生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること イ収入が一定基準以下であること 【収入要件基準表】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">扶養人数</td> <td style="padding: 2px;">0人（単身）</td> <td style="padding: 2px;">1人</td> <td style="padding: 2px;">2人</td> <td style="padding: 2px;">3人</td> <td style="padding: 2px;">・・・</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総収入（年間）</td> <td style="padding: 2px;">176万円以下</td> <td style="padding: 2px;">260万円以下</td> <td style="padding: 2px;">320万円以下</td> <td style="padding: 2px;">380万円以下</td> <td style="padding: 2px;">・・・</td> </tr> </table> <p>扶養人数の総収入（260万円）から、1人増えるごとに60万円加算 賃貸物件に居住の場合、年額上限84万円（月額上限7万円）を限度に家賃支払額を総収入額から減額する 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所の土地、建物は除く） 都内に引き続き1年以上在住していること 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと 区内対象者数（推計）：約3,000人</p>					扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・	総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・
扶養人数	0人（単身）	1人	2人	3人	・・・												
総収入（年間）	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	・・・												
内容	<p>1 相談窓口の設置・運営（荒川区社会福祉協議会に業務委託） 低所得者からの相談に応じ、東京都が実施する支援メニューの紹介及び受付・相談を行うなど、きめ細かな支援を実施するため、生活相談や就労支援に関する知識・経験を有する相談員を配置した相談窓口を設置・運営する。 東京都の主な支援メニュー （1）就職チャレンジ支援事業 正社員への就職にチャレンジする意欲と可能性を持つ者に対して、職業訓練を受講する機会を提供するとともに、より安定した就業を支援し、低所得者層が職業的・経済的に自立することを支援する。 （2）生活サポート特別貸付事業 職業訓練等を受講する間の資金及び就労のための資金等を無利子で貸し付ける。 （3）チャレンジ支援貸付事業 学習塾等の受講費用及び大学受験等の受験費用を貸し付けることにより支援を行う。 （4）東京都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介 （5）その他、関連施策の紹介 （6）利用者への一貫した支援体制の確保</p> <p>2 ネットワーク会議の設置・運営 社会福祉協議会事務局長、同管理課長、民生委員・児童委員協議会会長、足立公共職業安定所職員、日暮里支援相談室、荒川区等で構成されるネットワーク会議を設置、運営する。</p>																
経過	平成20年7月 東京都と荒川区において委託契約締結 平成20年8月 荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結 平成20年8月19日 事業開始																
必要性	東京都の事業であるが、一定の所得以下の者等が対象となっていることもあり、対象者の居住する身近な市区町村での相談窓口開設が対象者の利便性を高める。																
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施する。																

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	予算額	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	決算額（21年度は見込み）						21,000	14,950
	人件費						13,577	14,942
	【事務分担当量】（%）						4,235	
	合計（+）	0	0	0	0	0	17,812	14,942
	国（特定財源）							
	都（特定財源）						13,577	14,942
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	4,235	0
実績の推移	事項名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	相談件数（件）						408	
	就職チャレンジ支援（人）						29	
	生活サポート特別貸付（人）						2	
	チャレンジ支援貸付（人）						17	

事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成19年度（決算）		平成20年度（決算）		平成21年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			業務委託	13,577	業務委託	14,950

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (22年度)	
標	就職チャレンジ支援事業			191 29		500 50	上段：相談数 下段：申込み受理数
	生活サポート特別貸付事業			60 2		300 30	
	チャレンジ支援貸付事業			157 17		300 30	

問題点・課題 (指標分析)	1 20年度から22年度までの3年間の時限事業である。 2 生活サポート特別貸付を受けるには、就職チャレンジ支援事業等を受ける必要がある。 3 利用者にとって対象者要件及び手続きが複雑でわかりにくいケースがある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成22年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	広報の強化、徹底。荒川ケーブルテレビへの広報依頼（予定）、老人センター、アクロス荒川等の掲示板への掲示依頼（予定）による広報活動の拡大。	対象者への周知。相談件数の増加。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	東京都からの受託事業であり、現状の規模で実施する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--